

第16回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2017年6月16日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル3階 ロイヤルホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議案

取締役13名選任の件

株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
ここに、第16回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。
株主総会の議案及び2016年度の事業の概要につきご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

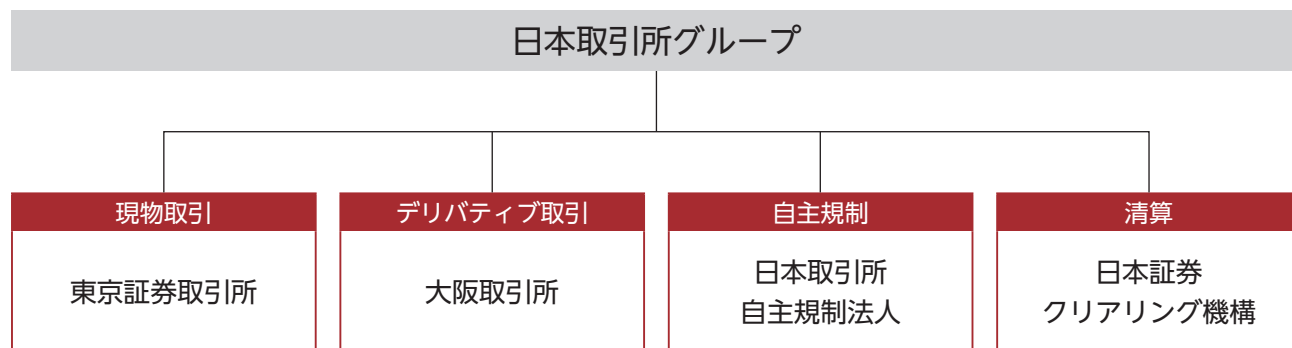
2017年5月

取締役 兼 代表執行役グループCEO

清 田 稔



当社グループ組織図



企業理念

私達は、公共性及び信頼性の確保、利便性、効率性及び透明性の高い市場基盤の構築並びに創造的かつ魅力的なサービスの提供により、市場の持続的な発展を図り、豊かな社会の実現に貢献します。私達は、これらを通じて、投資者を始めとする市場利用者の支持及び信頼の増大が図られ、その結果として、利益がもたらされるものと考えます。

将来ビジョン

Your Exchange of Choice

創造性豊かで、公共性・信頼性のある質の高いサービスを提供する
アジア地域で最も選ばれる取引所



目次

第16回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使のご案内	5
株主総会参考書類	7
議案 取締役13名選任の件	7
【提供書面】	
事業報告	19
企業集団の現況に関する事項	19
株式に関する事項	31
新株予約権等に関する事項	32
会社役員に関する事項	33
(ご参考) コーポレート・ガバナンス体制について	40
会計監査人に関する事項	42
業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項	43
剰余金の配当等の決定に関する方針	49
会社の支配に関する基本方針	49
計算書類	50
連結計算書類	50
計算書類	60
監査報告書	66

証券コード：8697
2017年5月26日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社 日本取引所グループ

取締役兼代表執行役グループCEO 清田 瞭

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示してご返送になるか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし、電磁的方法により行使することができますので、いずれかの方法により、**2017年6月15日（木曜日）午後4時45分まで**に、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

■議決権行使に関するお願い

1. 書面（郵送）により議決権をご行使いただく場合

5頁に記載の「議決権行使書による議決権行使」をご覧のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するよう、ご送付ください。

2. 電磁的方法（インターネット等）にて議決権をご行使いただく場合

5頁及び6頁に記載の「インターネット等による議決権行使」をご覧のうえ、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

記

-
- | | |
|--------|----------------------|
| 1. 日 時 | 2017年6月16日（金曜日）午前10時 |
|--------|----------------------|
-
- | | |
|--------|---|
| 2. 場 所 | 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル3階 ロイヤルホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
|--------|---|
-
- | | |
|---------|--|
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1 第16期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第16期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 取締役13名選任の件 |
-

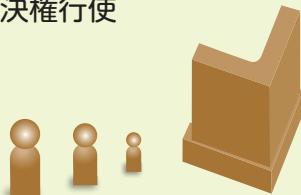
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主様ではない代理人あるいは同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.jpx.co.jp/corporate/investor-relations/>）に掲載させていただきます。
- 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回、又はパソコン向けサイトと携帯電話向けサイトで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- 本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に当社ウェブサイトを開示いたしました。

以 上

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（7頁～18頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会への出席による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本株主総会招集ご通知をご持参ください。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2017年6月15日（木曜日）午後4時45分までに**到着するようにご返送ください。
詳しくは、下記をご覧ください。

インターネット等による 議決権行使



当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、**2017年6月15日（木曜日）午後4時45分までに**ご行使ください。
詳しくは、次頁をご覧ください。



議決権行使書による議決権行使

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

【議案】

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 ➡ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ➡ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

【議決権の行使のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

インターネット等による議決権行使に必要な、ログインIDと仮パスワードが記載されています。

インターネット等による議決権行使

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1 議決権行使サイトについて

- (1) インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネット等による議決権行使は、2017年6月15日（木曜日）の午後4時45分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行㈱
証券代行部（ヘルプデスク）

2 インターネット等による 議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3 議決権行使サイトへのアクセスに際して 発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

電話 **0120-173-027**
(受付時間▶午前9時～午後9時／通話料無料)

機関投資家の皆様は、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案

取締役13名選任の件

取締役全員（13名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役13名の選任をお願いするものであります。

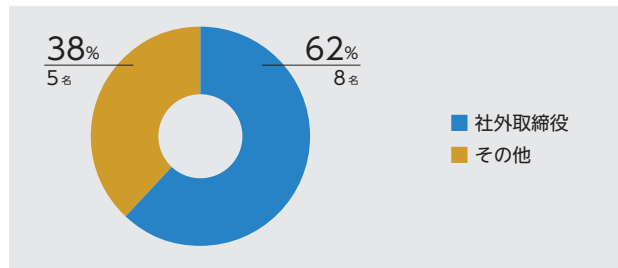
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	独立社外取締役候補者の専門性				
			企業経営 	会計監査 	法律 	研究者・政府機関 	
取締役							
1	つだひろき 津田 廣喜	取締役 取締役会議長	再任 社外取締役候補者	—	—	—	—
2	きよたあきら 清田 瞭	取締役兼代表執行役 グループCEO 指名委員会委員長 報酬委員	再任	—	—	—	—
3	みやはらこういちろう 宮原 幸一郎	取締役兼執行役 指名委員 報酬委員	再任	—	—	—	—
4	やまじひろみ 山道 裕己	取締役兼執行役	再任	—	—	—	—
5	みやまひろなが 深山 浩永	執行役	新任	—	—	—	—
6	クリスティーナ・アメージャン	取締役 報酬委員 監査委員	再任 独立役員 社外取締役候補者	—	—	—	●
7	おぎたひとし 荻田 伍	取締役 指名委員 独立社外取締役委員会委員長	再任 独立役員 社外取締役候補者	●	—	—	—
8	くぼりひであき 久保利 英明	取締役 指名委員	再任 独立役員 社外取締役候補者	—	—	●	—
9	こうだまいん 幸田 真音	取締役 監査委員	再任 独立役員 社外取締役候補者	—	—	—	●
10	こばしえいぞう 小林 栄三	取締役 報酬委員	再任 独立役員 社外取締役候補者	●	—	—	—
11	みのぐちまこと 美濃口 真琴	—	新任	—	—	—	—
12	もりきみたか 森 公高	取締役 監査委員	再任 独立役員 社外取締役候補者	—	●	—	—
13	よねだつよし 米田 壯	取締役 監査委員会委員長	再任 独立役員 社外取締役候補者	—	—	—	●

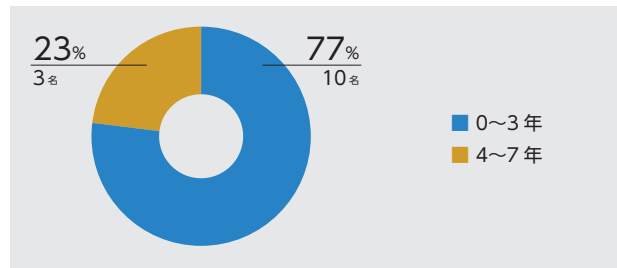
ご参考

コーポレートガバナンス・ハイライト

議案が承認された場合の
取締役会における社外取締役の比率



議案が承認された場合の
各取締役の在任年数



議案が承認された場合の各委員会の構成及び他上場会社役員の兼務社数

氏名	委員会 (予定) ※「○」は委員長を示します。					他上場会社役員の兼務社数	
	指名	報酬	監査	独立社外取締役	リスクポリシー	執行役 (員)	取締役・監査役
津田 廣喜						0	0
清田 瞭	○	●			●	0	0
宮原 幸一郎	●	●				0	0
山道 裕己						0	0
深山 浩永						0	0
クリスティーナ・アメージャン		●	●	●		0	1
荻田 伍	●			○		0	2
久保利 英明	●			●	○	0	1
幸田 真音			●	●	●	0	2
小林 栄三	●	○		●		0	2
美濃口 真琴			●			0	0
森 公高		●	●	●		0	2
米田 壯			○	●	●	0	1

候補者番号

1

つ だ ひろ き
津田 廣喜

(1948年8月11日生)



2016年度における出席状況

取締役会 11/11 (100%)

再任

社外取締役候補者

取締役在任期間 2年 当社株式所有数 100株 上場会社役員兼務数 0社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年 4月	大蔵省（現財務省）入省	2006年 7月	同省主計局長
2002年 8月	財務省東京税関長	2007年 7月	財務事務次官
2003年 1月	同省大臣官房総括審議官	2008年 9月	早稲田大学公共経営大学院教授
2004年 7月	同省大臣官房長	2015年 6月	当社社外取締役 取締役会議長（現任）

(担当) 取締役会議長

社外取締役候補者とした理由

津田廣喜氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の金融行政に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

2

きよ た あきら
清田 瞭

(1945年5月6日生)



2016年度における出席状況

取締役会 11/11 (100%)

指名委員会 6/6 (100%)

報酬委員会 5/5 (100%)

再任

取締役在任期間 4年 当社株式所有数 17,800株 上場会社役員兼務数 0社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1969年 4月	大和証券(株) (現株大和証券グループ本社) 入社	2008年 6月	株大和証券グループ本社取締役会長兼執行役
1994年 6月	同社取締役東部本部長	2011年 4月	同社取締役名誉会長
1996年 5月	同社取締役債券・資金本部長	2011年 6月	同社名誉会長
1997年 6月	同社常務取締役債券・資金本部長	2013年 6月	当社取締役 (現任)
1997年10月	同社代表取締役副社長		(株東京証券取引所代表取締役社長)
1999年 4月	大和証券エスピーキャピタル・マーケティング(株) (現大和証券(株)) 代表取締役社長	2015年 6月	当社代表執行役グループCEO (現任)
2004年 6月	株大和証券グループ本社取締役副会長兼執行役 株大和総研理事長		(株東京証券取引所取締役 (現任))

(担当) グループCEO (最高経営責任者)、指名委員 (委員長)、報酬委員 (重要な兼職の状況) (株東京証券取引所取締役)

取締役候補者とした理由

清田瞭氏は、同氏の証券会社での業務を通じた証券市場に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、2013年6月に取締役に選任いたしました。その後、コーポレートガバナンス・コードの施行を推進するなど、2年間にわたり現物市場を牽引した経験及び実績とCEOに求められる人材像に照らして最適な人材として、2015年6月からは取締役兼代表執行役グループCEOとして当社経営を担っております。これらの当社グループにおける経験を踏まえ、当社取締役会の構成員とすることが適切と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

みや はら こう いち ろう

宮原 幸一郎

(1957年3月10日生)



2016年度における出席状況

取締役会 11/11(100%)

指名委員会 5/5(100%)

報酬委員会 4/4(100%)

再任

取締役在任期間 2年 当社株式所有数 20,000株 上場会社役員兼務数 0社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月	電源開発(株)入社	2009年 6月	(株)東京証券取引所グループ常務執行役
1988年 4月	東京証券取引所入所	2013年 1月	当社常務執行役
2002年 6月	(株)東京証券取引所総務部長		(株)東京証券取引所常務執行役員
2004年 6月	同社情報サービス部長	2014年 6月	当社専務執行役
2005年 6月	(株)ICJ代表取締役社長	2015年 6月	当社取締役(現任)
2005年12月	(株)東京証券取引所執行役員		(株)東京証券取引所代表取締役社長(現任)
2007年10月	東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)常任理事	2015年11月	当社執行役(現任)

(担当) 指名委員、報酬委員

(重要な兼職の状況) (株)東京証券取引所代表取締役社長

取締役候補者とした理由

宮原幸一郎氏は、同氏の取引所業務全般にわたっての豊富な知識や経験を当社の経営に反映することができるため、2015年6月に取締役に選任しました。その後、現物市場を運営する当社グループの中核子会社である(株)東京証券取引所の代表取締役社長として、同社の経営全般を統括してきました。同氏の当社グループにおける経験を踏まえ、当社取締役会の構成員とすることが適切と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

やま じ ひろ み

山道 裕己

(1955年3月8日生)



2016年度における出席状況

取締役会 11/11(100%)

再任

取締役在任期間 4年 当社株式所有数 11,900株 上場会社役員兼務数 0社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月	野村證券(株)(現野村ホールディングス(株))入社	2007年 4月	野村證券(株)専務執行役インベストメント・バンキング部門兼企業金融本部担当
1997年 6月	同社人事部長	2013年 6月	当社取締役(現任)
1998年 6月	同社取締役インベストメント・バンキング・プロダクト本部担当		(株)大阪証券取引所(現(株)大阪取引所)代表取締役社長(現任)
2000年 6月	同社常務取締役グローバルインベストメントバンキング本部担当	2015年11月	当社執行役(現任)
2002年 4月	ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC(ロンドン)社長 ノムラ・ホールディング・アメリカInc.(ニューヨーク)会長		

(重要な兼職の状況) (株)大阪取引所代表取締役社長

取締役候補者とした理由

山道裕己氏は、同氏の証券会社での業務を通じた証券市場に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、2013年6月に当社取締役に選任しました。その後、デリバティブ市場を運営する当社グループの中核子会社である(株)大阪証券取引所(現(株)大阪取引所)の代表取締役社長として、同社の経営全般を統括してきました。同氏の当社グループにおける経験を踏まえ、当社取締役会の構成員とすることが適切と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

み や ま ひ ろ な が

5

深山 浩永 (1954年10月20日生)



新任

取締役在任期間 — 当社株式所有数 9,000株 上場会社役員兼務数 0社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月	東京証券取引所入所	2007年 6月	同社常務執行役員
2001年11月	㈱東京証券取引所派生商品部長	2011年 6月	同社常務取締役
2003年 6月	同社財務部長	2013年 6月	㈱日本証券クリアリング機構代表取締役社長 (現任)
2004年 6月	同社経営企画部長	2016年 4月	当社執行役員 (現任)
2005年 6月	同社執行役員		

(重要な兼職の状況) ㈱日本証券クリアリング機構代表取締役社長

取締役候補者とした理由

深山浩永氏は、当社グループにおいて経営企画、財務、株式、デリバティブ等に関する業務を担当し、2013年6月以降は上場商品の清算業務等を行う当社グループの中核子会社である㈱日本証券クリアリング機構の代表取締役社長として同社の経営全般を統括してきました。同氏の当社グループにおける経験を踏まえ、当社取締役会の構成員とすることが適切と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

クリスティーナ・アメージャン (1959年3月5日生)



2016年度における出席状況

取締役会 11/11 (100%)

報酬委員会 3/3 (100%)

監査委員会 12/12 (100%)

再任

独立役員

社外取締役候補者

取締役在任期間 3年 当社株式所有数 100株 上場会社役員兼務数 1社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 1月	コロンビア大学ビジネススクール助教	2010年 4月	同大学大学院国際企業戦略研究科研究科長
2001年10月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教	2012年 4月	同大学大学院商学研究科教授 (現任)
2004年 1月	同大学大学院国際企業戦略研究科教授	2014年 6月	当社社外取締役 (現任)

(担当) 報酬委員、監査委員

(重要な兼職の状況) 一橋大学大学院商学研究科教授、三菱重工工業㈱社外取締役

社外取締役候補者とした理由

クリスティーナ・アメージャン氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の学識経験者としての専門的見地から企業戦略に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

7

おぎ た
荻田

ひとし
伍 (1942年1月1日生)



取締役在任期間 1年 当社株式所有数 3,100株 上場会社役員兼務数 2社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1965年 4月	朝日麦酒(株) (後にアサヒビール(株)に商号変更、現アサヒグループホールディングス(株) 入社	2006年 3月	アサヒビール(株) (現アサヒグループホールディングス(株)) 代表取締役社長
1997年 3月	アサヒビール(株) (現アサヒグループホールディングス(株)) 取締役福岡支社長	2010年 3月	同社代表取締役会長
2000年 3月	同社常務執行役員九州地区本部長	2010年 6月	(株)帝国ホテル社外取締役 (現任)
2002年 3月	同社専務執行役員関信越地区本部長	2012年 6月	日本電気(株)社外取締役 (現任)
2002年 9月	アサヒ飲料(株)執行役員副社長	2014年 3月	アサヒグループホールディングス(株)相談役 (現任)
2003年 3月	同社代表取締役社長	2016年 6月	当社社外取締役 (現任)

(担当) 指名委員、独立社外取締役委員会委員

(重要な兼職の状況) アサヒグループホールディングス(株)相談役、(株)帝国ホテル社外取締役、日本電気(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由

荻田伍氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

2016年度における出席状況

取締役会 9/9(100%)

指名委員会 5/5(100%)

再任

独立役員

社外取締役候補者

候補者番号

8

く ぼ り ひで あき
久保利 英明

(1944年8月29日生)



取締役在任期間 4年6カ月 当社株式所有数 ー 上場会社役員兼務数 1社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年 4月	弁護士登録 (現任) ・森綜合法律事務所 (現森・濱田松本法律事務所) 入所	2011年 6月	(株)東京証券取引所グループ社外取締役 東京証券取引所自主規制法人 (現日本取引所自主規制法人) 外部理事 (2017年6月16日退任予定)
1998年 4月	日比谷パーク法律事務所代表 (現任)	2013年 1月	当社社外取締役 (現任)
2001年 4月	第二東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長	2015年 4月	桐蔭法科大学院教授 (現任)

(担当) 指名委員

(重要な兼職の状況) 日本取引所自主規制法人外部理事 (2017年6月16日退任予定)、弁護士、日比谷パーク法律事務所代表、ソースネクスト(株)社外取締役、桐蔭法科大学院教授、農林中央金庫経営管理委員

社外取締役候補者とした理由

久保利英明氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の法律家としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

2016年度における出席状況

取締役会 11/11(100%)

指名委員会 6/6(100%)

再任

独立役員

社外取締役候補者

候補者番号

9

こう だ ま いん
幸田 真音

(1951年4月25日生)



2016年度における出席状況

取締役会 9/9 (100%)

監査委員会 9/9 (100%)

再任

独立役員

社外取締役候補者

取締役在任期間 1年 当社株式所有数 100株 上場会社役員兼務数 2社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 9月	作家として独立、現在に至る	2010年 6月	日本放送協会経営委員会委員
2003年 1月	財務省財政制度等審議会委員	2012年 6月	日本たばこ産業(株)社外取締役 (現任)
2004年 4月	滋賀大学経済学部客員教授	2013年 6月	(株) LIXILグループ社外取締役 (現任)
2005年 3月	国土交通省交通政策審議会委員	2016年 6月	当社社外取締役 (現任)
2006年11月	政府税制調査会委員		

(担当) 監査委員

(重要な兼職の状況) 作家、日本たばこ産業(株)社外取締役、(株) LIXILグループ社外取締役

社外取締役候補者とした理由

幸田真音氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の作家活動における創作力や洞察力、金融に関する高い見識、大学教授や政府の審議会委員を歴任された経験を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

10

こ ばやし えい ぞう
小林 栄三

(1949年1月7日生)



2016年度における出席状況

取締役会 9/9 (100%)

報酬委員会 3/3 (100%)

再任

独立役員

社外取締役候補者

取締役在任期間 1年 当社株式所有数 300株 上場会社役員兼務数 2社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年 4月	伊藤忠商事(株)入社	2011年 6月	伊藤忠商事(株)取締役会長
2000年 6月	同社執行役員	2013年 6月	オムロン(株)社外取締役 (現任)
2002年 4月	同社常務執行役員	2015年 6月	日本銀行参与 (現任)
2003年 6月	同社代表取締役常務取締役	2016年 6月	日本航空(株)社外取締役 (現任)
2004年 4月	同社代表取締役専務取締役		当社社外取締役 (現任)
2004年 6月	同社代表取締役社長		伊藤忠商事(株)会長 (非業務執行者)
2010年 4月	同社代表取締役会長		(現任)
2010年 7月	朝日生命保険相互会社社外監査役 (現任)		

(担当) 報酬委員

(重要な兼職の状況) 伊藤忠商事(株)会長 (非業務執行者)、公益財団法人伊藤忠記念財団理事長、一般社団法人日本貿易会会長、朝日生命保険相互会社社外監査役、オムロン(株)社外取締役、日本銀行参与、日本航空(株)社外取締役、日本ベンチャーキャピタル(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由

小林栄三氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

11

みのぐち まこと
美濃口 真琴

(1961年3月14日生)



新任

取締役在任期間 ー 当社株式所有数 7,200株 上場会社役員兼務数 0社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	東京証券取引所入所	2011年 6月	同法人常任理事
2007年 6月	(株)東京証券取引所総務部長	2015年 6月	(株)日本証券クリアリング機構取締役 (2017年6月15日退任予定)
2007年 8月	(株)東京証券取引所グループ総務部長	2017年 4月	同社執行役員 (2017年6月15日退任 予定)
2009年 6月	同社経営企画部長	2017年 6月	(株)東京証券取引所監査役 (2017年6 月16日就任予定)
2010年10月	東京証券取引所自主規制法人 (現日本 取引所自主規制法人) 上場審査部長		

(重要な兼職の状況) (株)日本証券クリアリング機構取締役執行役員 (2017年6月15日退任予定)、
(株)東京証券取引所監査役 (2017年6月16日就任予定)

取締役候補者とした理由

美濃口真琴氏は、1984年に東京証券取引所に入所し、その後当社グループでは、主に総務、経営企画、上場審査、上場管理に関する業務を担当しました。同氏の取引所業務全般にわたっての豊富な知識や経験を当社の業務執行の監督等に活かすことができるため、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

12

もり きみ たか
森 公高

(1957年6月30日生)



2016年度における出席状況

取締役会 8/8(100%)

監査委員会 8/8(100%)

再任

独立役員

社外取締役候補者

取締役在任期間 11カ月 当社株式所有数 300株 上場会社役員兼務数 2社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月	新和監査法人 (現有限責任あずさ監査 法人) 入社	2011年 7月	有限責任あずさ監査法人KPMGファ イナンシャルサービス・ジャパン チェ アマン
2000年 6月	朝日監査法人 (現有限責任あずさ監査 法人) 代表社員	2013年 6月	有限責任あずさ監査法人退社
2004年 6月	あずさ監査法人 (現有限責任あずさ監 査法人) 金融本部長	2013年 7月	森公認会計士事務所設立 日本公認会計士協会会長
2006年 6月	同法人本部理事	2016年 7月	日本公認会計士協会相談役 (現任) 当社社外取締役 (現任)

(担当) 監査委員

(重要な兼職の状況) 公認会計士、日本公認会計士協会相談役、
三井物産(株)社外監査役 (2017年6月21日就任予定)、
東日本旅客鉄道(株)社外監査役 (2017年6月23日就任予定)

社外取締役候補者とした理由

森公高氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の会計専門家としての立場から企業会計に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

13

よね だ
米 田つよし
壯

(1952年4月7日生)



2016年度における出席状況

取締役会 11/11 (100%)

監査委員会 12/12 (100%)

再任

独立役員

社外取締役候補者

取締役在任期間 2年 当社株式所有数 100株 上場会社役員兼務数 1社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月	警察庁入庁	2009年 6月	警察庁長官官房長
1997年 7月	和歌山県警察本部長	2011年10月	警察庁次長
2001年 9月	警視庁刑事部長	2013年 1月	警察庁長官
2003年 8月	京都府警察本部長	2015年 1月	退官
2005年 5月	警察庁刑事局組織犯罪対策部長	2015年 6月	当社社外取締役 (現任)
2007年 9月	警察庁刑事局長		

(担当) 監査委員 (委員長)

(重要な兼職の状況) 丸紅(株)社外監査役 (2017年6月23日就任予定)

社外取締役候補者とした理由

米田壯氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の警察機関における豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者の当社株式所有数には、日本取引所グループ役員持株会名義の実質所有株式数が含まれています。
2. 各取締役候補者の上場会社役員兼務数には、本招集ご通知発送日以降の就任予定を含めた数としております。
3. 荻田伍氏はアサヒグループホールディングス(株)相談役であり、当社グループと同社グループとの間には年間上場料等の取引関係 (約5百万円) が、また、小林栄三氏は伊藤忠商事(株)の会長 (非業務執行者) であり、当社グループと同社グループとの間には年間上場料等の取引関係 (約16百万円) があります。2016年度における当社グループと各社グループとの間の取引額の割合は、当社グループ及び各社グループの連結売上高の1%未満であり、各氏の独立性に問題はないと判断しております。また、その他各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、荻田伍氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、森公高氏及び米田壯氏は、社外取締役候補者であります。
5. クリスティーナ・アメージャン氏、荻田伍氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、森公高氏及び米田壯氏は、(株)東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。
6. 社外取締役候補者である久保利英明氏は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおり、現在当社子会社の日本取引所自主規制法人の外部理事であります (2017年6月16日退任予定)。
7. 取締役 (会社法第427条第1項の業務執行取締役等であるものを除きます。以下、「非業務執行取締役」といいます。) との責任限定契約の締結

当社は、現行定款において、非業務執行取締役との間で、当社に対する損害賠償責任限度額を法令の定める最低限度額とする責任限定契約を締結することができる規定を設けており、非業務執行取締役である津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、荻田伍氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、森公高氏及び米田壯氏との間で責任限定契約を締結しております。当社は、津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、荻田伍氏、

久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、森公高氏及び米田壯氏の再任が承認された場合、各氏との間で責任限定契約を継続し、また、美濃口真琴氏が取締役を選任された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・非業務執行取締役の任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
8. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数
社外取締役候補者のうち、現在当社の社外取締役である者が社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、津田廣喜氏については2年、クリスティーナ・アメージャン氏については3年、荻田伍氏については1年、久保利英明氏については4年6ヵ月、幸田真音氏については1年、小林栄三氏については1年、森公高氏については11ヵ月及び米田壯氏については2年となります。
9. 法定三委員会の構成及び委員長

本議案が承認された場合、社外取締役が過半数（13名中8名）を占める取締役会において、法定三委員会の構成及び委員長については以下のとおり決定することを予定しています。指名委員会委員長にグループCEOである清田瞭氏が就任予定である理由は、当社では、指名委員会に対して、会社法規定の取締役候補者の選任に係る権限のみならず、取締役会から当社執行役、子会社役員及び法定三委員会委員候補者の推薦等に係る権限が付与されており、指名委員会がグループ全体の人事に対する責任を負うことを明示する観点から、グループCEOが委員長を務めるべきであると考えためです。なお、指名委員会を含む法定三委員会において、委員長が持つ権限に他の委員との差異はなく、各委員会は、社外取締役である委員を含む他の委員の意見が十分に尊重されるよう留意して運営されています。このように、各委員会の判断の独立性・客観性が担保されるよう努めておりますので、各委員会の役割や機能は十分に発揮されているものと考えております。

指名委員会：清田瞭（委員長）、宮原幸一郎、荻田伍、久保利英明、小林栄三

報酬委員会：小林栄三（委員長）、清田瞭、宮原幸一郎、クリスティーナ・アメージャン、森公高

監査委員会：米田壯（委員長）、クリスティーナ・アメージャン、幸田真音、美濃口真琴、森公高

当社は、社外取締役について、当社において合理的に可能な範囲で確認した結果、以下の第1項から第14項までに掲げる事項のいずれにも該当すると認められる場合に、独立性を有しているものと判断します。

1. 最近10年間に於いて、当社グループの業務執行取締役等又は従業員ではないこと。
2. 最近5年間に於いて、当社の現在の主要株主グループ又は当社が現在主要株主である会社の業務執行役員又は従業員ではないこと。
3. 当社グループの主要な取引先の業務執行役員又は従業員ではないこと。
4. 直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて当社グループの主要な取引先の業務執行役員又は従業員ではないこと。
5. 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行役員又は従業員ではないこと。
6. 当社グループから取締役を受け入れている企業グループの役員ではないこと。
7. 最近3年間に於いて、当社グループの大口債権者等グループの業務執行役員又は従業員ではないこと。
8. 当社グループの会計監査人の社員、パートナー又は従業員ではないこと。
9. 最近3年間に於いて、当社グループの現在の会計監査人の社員、パートナー又は従業員であって、当社グループの監査業務を実際に担当していた者ではないこと（ただし、補助的関与は除く。）。
10. 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社グループから、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者ではないこと。
11. 法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファームの社員、パートナー、アソシエイト又は従業員ではないこと。
12. 以下に掲げる者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族ではないこと。
 - (1) 最近5年間における当社グループの業務執行役員又は従業員。
 - (2) 最近5年間における当社の現在の主要株主又は当社が現在主要株主である会社の役員。
 - (3) 当社グループの主要な取引先の業務執行役員又は従業員。
 - (4) 最近3年間のいずれかの事業年度における当社グループの主要な取引先の業務執行役員又は従業員。
 - (5) 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行役員又は従業員。
 - (6) 最近3年間における当社グループの大口債権者等グループの業務執行役員又は従業員。
 - (7) 当社グループの会計監査人の社員、パートナー又はその他の公認会計士。
 - (8) 当社グループの会計監査人の従業員であって、当社グループの監査業務を現在実際に担当している者（ただし、補助的関与は除く。）。
 - (9) 最近3年間に於いて、当社グループの現在の会計監査人の社員、パートナー又は従業員であって、当該期間において、当社グループの監査業務を実際に担当していた者（ただし、補助的関与は除く。）。
 - (10) 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者。
 - (11) 法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファームの社員、パートナー又はアソシエイト。
13. 当社において、当社の一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのないこと。

14. 当社の社外取締役として、通算の在任期間が10年を超えないこと又は通算の在任期間が10年を超えない者であっても当社における勤務の状況から実質的な独立性に疑義が生じていないこと。
15. 上記第2項から第12項までのいずれかに該当しない者であっても、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立取締役とすることができる。
 - (注) 1. 「当社グループ」とは、株式会社日本取引所グループ、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所、日本取引所自主規制法人、株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社東証システムサービスをいう。
 2. 「業務執行取締役等」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、理事長及び常任理事をいう。
 3. 「主要株主」とは、議決権の所有割合が10%以上の株主をいう。
 4. 「3.」及び「12.(3)」における「主要な取引先」とは、当社グループを主要な取引先としていた者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けた者）及び当社グループの主要な取引先であった者（当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者）又はその親会社若しくは重要な子会社をいう。
 5. 「4.」及び「12.(4)」における「主要な取引先」とは、当社グループを主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けていた者）及び当社グループの主要な取引先である者（当社に対して、当社の対象事業年度の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っていた者）又はその親会社若しくは重要な子会社をいう。
 6. 「5.」及び「12.(5)」における「一定額」とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額をいう。
 7. 「大口債権者等」とは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者をいう。
 8. 「10.」及び「12.(10)」における「一定額」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の額（役員報酬を除く）をいう。
 9. 「主要な取引先とするファーム」とは、過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたファームをいう。

以上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本の株式市場は、欧州連合からの離脱を問う英国国民投票や米国大統領選挙の結果など、世界的な政治・経済における不確実性の影響を大きく受けました。期初においては、円高基調が続いたことや日本企業による業績の下方修正が相次いだことに加え、2016年6月の英国国民投票における欧州連合離脱の選択を受けて、TOPIXが1,192.80ポイント（2016年3月末比-154.40ポイント）まで下落するなど、世界的なリスクオフの傾向が強まりました。その後、2016年11月の米国大統領選挙におけるトランプ氏の勝利を契機として、米国を中心とした世界経済の回復期待や、国内の良好な雇用環境を背景として、堅調な市場環境となりました。その結果、2017年3月末時点におけるTOPIXは1,512.60ポイント（2016年3月末比+165.40ポイント）となりました。

このような状況のもと、当社グループ（本事業報告において、当社及びその子会社からなる企業集団を指しております。）では、「現物市場ビジネス」、「デリバティブ市場ビジネス」及び「周辺ビジネス」のバランスがとれたビジネスポートフォリオを有する姿の実現を中長期的に実現するべく、当連結会計年度においては、第二次中期経営計画（2016年度-2018年度）の初年度として、重点的な取組みである「投資家の多様な投資ニーズの充足と中長期的な資産形成の活性化」、「上場会社の価値向上の支援」、「市場基盤の強化」及び「取引所ビジネスの拡大」に向けて精力的に取り組みました。

当社グループの当連結会計年度の連結業績は、営業収益は1,078億85百万円（前連結会計年度比6.0%減）、営業費用は501億85百万円（同1.5%減）、営業利益は593億77百万円（同10.4%減）となり、税引前利益は606億4百万円（同10.6%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は421億24百万円（同6.1%減）となりました。

①取引関連収益

営業収益 **45,703** 百万円

取引関連収益は、現物の売買代金及びデリバティブの取引高等に応じた「取引料」、取引参加者の取引資格に応じた「基本料」、注文件数に応じた「アクセス料」、利用する売買システム施設の種類に応じた「アクセス料・売買システム施設利用料」等から構成されます。

当連結会計年度の現物市場における1日平均売買代金は2兆9,987億円（注）、デリバティブ市場の取引高合計は、3億752万単位となりました。

この結果、当連結会計年度の取引関連収益は、基本料が10億44百万円（前連結会計年度比1.6%減）、現物取引料が261億68百万円（同15.0%減）、デリバティブ取引料が103億54百万円（同17.2%減）、その他アクセス料・売買システム施設使用料等が81億36百万円（同0.2%増）となり、合計で457億3百万円（同12.9%減）となりました。

（注）東証市場第一部、第二部、マザーズ、JASDAQ及びTOKYO PRO Marketにおける立会内、立会外の株券売買代金並びにETF・ETN、REIT・インフラファンド及びその他有価証券等の立会内、立会外の売買代金の合計を記載しております。

主な取組み内容

- 個人投資家層の資産形成活性化に向けた情報やETFに関する情報の発信、資産形成に関するリテラシー向上に向けた取組み
- スマートベータ指数や為替ヘッジ指数等に連動するETF・ETNの上場（17銘柄）
- 多様なアセットを対象とするREITや再生可能エネルギーを対象とするインフラファンドの上場（10銘柄）
- デリバティブ売買システム（J-GATE）の刷新・東証マザーズ指数先物やJPX日経インデックス400オプションなど4商品の上場（2016年7月）



個人投資家向けサイト「東証マネ部！」 <http://money-bu-jpx.com/>



②清算関連収益

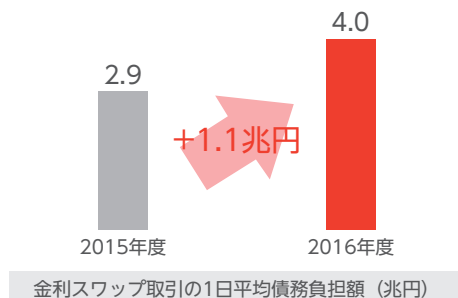
営業収益 **21,454**百万円

清算関連収益は、(株)日本証券クリアリング機構が行う金融商品債務引受業に関する清算手数料等から構成されます。

当連結会計年度の清算関連収益は、主要な清算対象である現物、デリバティブの売買が減少したことなどから、214億54百万円（前連結会計年度比7.3%減）となりました。

主な取組み内容

- OTC清算サービスの利便性向上による清算・決済サービス拡大のため、以下の施策を実施
 - 金利スワップ取引の債務残高を圧縮する制度の拡充、債務負担時間の延長（2016年4月）
 - 金利スワップ取引・国債証券先物取引のクロスマージン制度の利用範囲拡大（2017年1月）
- 多様なクロスボーダー取引の清算の拡大を図るため、香港の認証を取得（2016年9月）



③上場関連収益

営業収益 **12,903**百万円

上場関連収益は、新規上場や上場会社の新株券発行の際に発行額に応じて受領する料金等から構成される「新規・追加上場料」及び時価総額に応じて上場会社から受領する料金等から構成される「年間上場料」に区分されます。

当連結会計年度の上場関連収益は、新規・追加上場料が43億17百万円（前連結会計年度比19.0%減）、年間上場料が85億86百万円（同8.4%増）となり、合計で129億3百万円（同2.6%減）となりました。

主な取組み内容

- 上場会社のガバナンス充実にに向けた取組みの実態把握・投資家への情報発信及び「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の運営
- 国内各地域において市場関係者や地域金融機関等と連携した国内各地域における有力未上場企業に対する上場誘致
- IPO後の企業に対するフォローアップ
- TOKYO PRO Marketの利用促進に向けたJ-Adviserの新規参入支援（2016年12月に新たなJ-Adviserが参入）



④情報関連収益

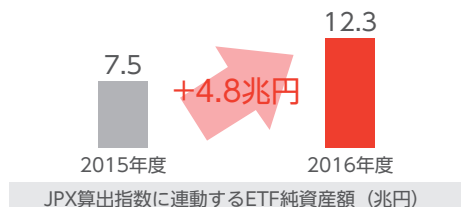
営業収益 **18,112** 百万円

情報関連収益は、情報ベンダー等への相場情報の提供に係る収益（相場情報料）のほか、指数ビジネスに係る収益及びコーポレートアクション情報等の各種情報の提供に係る収益から構成されます。

当連結会計年度の情報関連収益は、相場情報料が増加したことに加え、指数ビジネスに係る収益が増加したことなどから、181億12百万円（前連結会計年度比2.3%増）となりました。

主な取組み内容

- TOPIX、JPX日経インデックス400及びJPX日経中小型株指数の普及活動
- 新たにJPX/S&P設備・人材投資指数やJPX日経中小型株指数など特色ある指数の算出を開始



⑤市場基盤の強化

当社グループが運営する市場の公共インフラとしての重要性を踏まえ、その安定的かつ円滑な運営を図るとともに、その競争力を維持するため、利便性、効率性及び透明性の向上の観点から以下の取組みを行いました。

主な取組み内容

- 株式決済期間短縮（T+2）・国債決済期間短縮（T+1）に向けた取組みを推進
- 首都直下型地震や南海トラフ地震等の広域災害に備えたバックアップ態勢の構築に着手
- 高速取引に対する新ルールを導入を踏まえた円滑な移行や、現行の現物売買システムの更なる機能強化に向けた取組みを推進
- 市場の公正性を一層高める観点から、売買審査業務におけるAI（人工知能）の適用可能性を実証

⑥取引所ビジネスの拡大

日本株市況に大きく左右される当社グループの収益構造の改善を目的として、市場運営の安定性の確保に向けたビジネスポートフォリオを多様化する観点から、取引所ビジネスの内容を拡充すべく、以下の取組みを行いました。

主な取組み内容

- フィンテック等の新たな金融・IT技術により既存のビジネス環境が一変する可能性があることを踏まえ、ブロックチェーン技術に関する実証実験を実施
- (株)東京商品取引所へのデリバティブ売買システムの提供を開始
- 投資による資産形成の推進及び活力ある金融資本市場の実現に向けた証券業界による税制改正要望（2016年12月公表の税制改正大綱でインフラファンドに係る税制の期限の延長等が実現）

⑦営業費用

営業費用 **50,185** 百万円

当連結会計年度の営業費用は、人件費が156億14百万円、システム維持・運営費が108億13百万円、減価償却費及び償却費が109億83百万円となったこと等から501億85百万円（前連結会計年度比1.5%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

売買システムや清算システムへの設備投資など、全体で約103億円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達状況

当社グループは、(株)東京証券取引所が開設する債券市場であるTOKYO PRO-BOND Marketを活用して、2017年3月16日に第1回無担保社債を発行し、総額200億円の資金調達を行いました。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

2. 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

当社グループ

区分		IFRS			
		2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期
営業収益	百万円	113,846	106,167	114,776	107,885
税引前利益	百万円	54,786	54,887	67,774	60,604
親会社の所有者に帰属する当期利益	百万円	33,304	34,427	44,877	42,124
基本的1株当たり当期利益	円	60.66	62.70	81.74	77.00
資産合計	百万円	17,479,946	27,746,771	29,546,776	41,288,932
親会社の所有者に帰属する持分	百万円	207,101	235,611	257,194	257,955
1株当たり親会社所有者帰属持分	円	377.19	429.11	468.43	477.31

(営業収益の内訳)

区分		IFRS			
		2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期
取引関連収益	百万円	54,155	48,698	52,471	45,703
清算関連収益	百万円	20,334	20,092	23,140	21,454
上場関連収益	百万円	12,308	12,249	13,250	12,903
情報関連収益	百万円	16,116	16,311	17,706	18,112
その他	百万円	10,931	8,815	8,208	9,711
合計	百万円	113,846	106,167	114,776	107,885

- ※1 2015年3月期より、会社計算規則第120条第1項の規定によりIFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。なお、2014年3月期については、2015年3月期の比較情報としてIFRSに準拠した諸数値を記載しております。
- ※2 当社は、2013年10月1日付で普通株式1株につき5株、2015年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分については、2014年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。
- ※3 当社は2017年3月期より株式付与型ESOP信託を導入しております。2017年3月期の当該信託口が所有する当社株式数は、期末自己株式数に586,800株含めており、加重平均株式数から81,300株控除しております。

(ご参考) 当社

区分		2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期
営業収益	百万円	12,248	33,102	35,072	47,887
営業利益	百万円	7,068	27,287	29,724	42,424
経常利益	百万円	8,444	28,747	31,309	43,682
当期純利益	百万円	7,380	27,728	30,275	42,774
1株当たり当期純利益	円	13.44	50.50	55.14	78.19
総資産	百万円	165,956	215,218	230,071	244,641
純資産	百万円	81,221	102,104	110,107	111,061
1株当たり純資産	円	147.93	185.96	200.54	205.50

※1 当社は、2013年10月1日付で普通株式1株につき5株、2015年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、2014年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。

※2 当社は2017年3月期より株式付与型ESOP信託を導入しております。2017年3月期の当該信託口が所有する当社株式数は、期末自己株式数に586,800株含めており、期中平均株式数から81,300株控除しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権所有割合 (間接所有)	主な事業内容
㈱東京証券取引所	東京都中央区	11,500百万円	100.0%	市場運営業務
㈱大阪取引所	大阪市中央区	4,723	100.0	市場運営業務
日本取引所自主規制法人	東京都中央区	3,000 (注)1	100.0	自主規制業務
㈱日本証券クリアリング機構	東京都中央区	8,950	(注)2	金融商品債務引受業務
㈱東証システムサービス	東京都中央区	100	100.0 (100.0)	システム開発等

(注) 1. 基本金の額を記載しております。

2. A種類株式：99.2%、B種類株式：100.0%、C種類株式：60.4%、D種類株式：52.9%

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	当事業年度末日における 特定完全子会社の株式の帳簿価額
㈱東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号	97,884百万円

(注) 当事業年度末日における当社の資産総額は、244,641百万円であります。

4. 対処すべき課題

当社グループは、その「企業理念」において、「公共性及び信頼性の確保、利便性、効率性及び透明性の高い市場基盤の構築並びに創造的かつ魅力的なサービスの提供により、市場の持続的な発展を図り、豊かな社会の実現に貢献」するとの方針を掲げています。

当社グループの運営する現物市場の売買代金及びデリバティブ市場の取引高は、グローバルな経済環境や市況の動向によって大きく影響を受ける傾向がありますので、「市場の持続的な発展」を実現するには、国内外の市場利用者から支持される質の高いサービスの提供に努めることに加え、短期的に外部環境が悪化した場合でも安定的な市場運営を可能とするだけの十分な財務基盤を確保するために、相対的に高い成長性が見込まれる事業分野への積極的な投資を通じて、ビジネスポートフォリオの充実を図っていく必要があります。

そこで、当社グループでは、「第二次中期経営計画（2016年度－2018年度）」において、「統合の成功を基礎に市場の持続的な発展に向けた投資を強化」するとの基本方針を定め、事業部門間の連携・相互補完により市場基盤やサービスの質的向上などの取組みを強化しつつ、新たなビジネスへの積極的な進出を図ることを通じて、「現物市場ビジネス」、「デリバティブ市場ビジネス」及び「周辺ビジネス」のバランスがとれたビジネスポートフォリオを有する姿の実現を中長期的に目指しております。

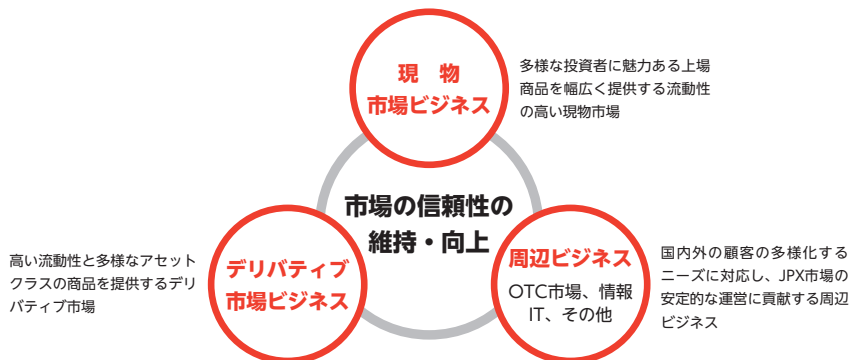
また、当社グループは、財務の安全性と株主還元のバランスをとりつつ、積極的な成長投資に伴う収益・利益の拡大及び安定性向上を図ることを資本政策の基本方針としております。当社グループは、こうした方針のもと、市況により大きく変動する当社ROE*について、資本効率を意識した経営を行うことにより、市況変動にかかわらず資本コストを上回る10%を中長期的に実現することを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

* 2008年度－2012年度（統合前の合算値）の平均ROEは5%程度、2013年度－2015年度（第一次中期経営計画期間）の平均ROEは16%程度

中長期的に目指す「将来像」

バランスがとれたビジネスポートフォリオ



第二次中期経営計画（アップデート）の概要

第二次中期経営計画（2016年度－2018年度）の2年目にあたる2017年度を迎えるにあたり、各重点的な取組みにおける施策の進捗状況や高速取引への適切な対応などの新たな課題等を踏まえ、2017年3月31日付で第二次中期経営計画をアップデートいたしました。当社グループは、今回アップデートした第二次中期経営計画に沿って、次の課題に取り組んでまいります。

（1）投資者の多様な投資ニーズの充足と中長期的な資産形成の活性化

我が国における中長期的な資産形成を活性化していく観点から、個人投資家の金融リテラシーの向上と機関投資家の資産運用の高度化・多様化の必要性が高まっています。また、当社グループの運営する市場における円滑・公正な価格形成の維持・発展を図るうえでは、多様な投資判断を行う投資家の参加を促していくことが重要です。

そこで、当社グループでは、多様なチャネルを活用し、若年層・投資未経験層に対する情報提供・啓発活動の更なる強化を図るほか、投資家の多様なニーズに合致した投資商品の上場、海外取引所とのコネクティビティ・サービスの拡充による市場への新たな投資家の誘致、新指数の開発による日本株の新たな投資魅力の提示などに取り組めます。

さらに、デリバティブ市場については、新たな商品の導入に加えて、国内の機関投資家によるデリバティブ取引の活用促進に取り組めます。また、総合取引所化の可能性についても継続的に検討してまいります。

（2）上場会社の価値向上の支援

コーポレート・ガバナンスに関する報告書や決算短信等の英文開示の促進をはじめ、上場会社の財務情報・非財務情報を投資家が入手しやすい環境の整備などを通じて、両者の円滑な対話を促進し、コーポレート・ガバナンスの実効性の更なる向上を図ります。また、成長分野へのリスクマネーの円滑な供給を通じて、我が国経済の持続的な成長に貢献する観点から、地方未上場企業に対する上場支援によるIPOの裾野の拡大を図るほか、市場コンセプトの明確化に向けた取組みを進めてまいります。

（3）市場基盤の強化

清算・決済サービスにおけるリスク管理の高度化や利便性の向上を図るとともに、決済リスク削減に向けた株式決済期間の短縮や国債決済期間の短縮に向けて取組みを進めてまいります。また、広域災害に備えた市場運営体制の強化に向けた取組みを進めるほか、サイバーセキュリティの強化・拡充を行います。

さらに、市場運営に係るリスク管理体制の充実を図るとともに、高速取引に対する新ルールを導入を踏まえた円滑な移行や、現行の現物売買システムの更なる機能強化に向けた取組みを進めてまいります。

また、日本取引所自主規制法人の売買審査業務におけるAI（人工知能）の本格的な活用に向けた取組みを進めてまいります。

(4) 取引所ビジネスの拡大

中長期的なビジネスポートフォリオの多様化を進める観点から、OTCデリバティブ分野における清算対象分野の拡大をはじめとして新たなビジネス領域への進出に向けた取組みを進めてまいります。

また、国際金融規制改革の進展や新しい金融・IT技術（フィンテック）の発展により、当社グループのビジネス環境が大きく変化する可能性を見据え、取引所ビジネスに関する新技術の研究・開発を進めるほか、創造的な組織風土の醸成や海外ビジネス基盤の強化、国内外の規制動向等に関する調査研究機能の強化や意見発信を進めてまいります。

5. 主要な事業内容 (2017年3月31日現在)

当社は、金融商品取引法に基づく金融商品取引所持株式会社としての認可を受け、傘下の子会社である(株)東京証券取引所、(株)大阪取引所、日本取引所自主規制法人の経営管理等を行う株式会社です。当社グループは、(株)東京証券取引所及び(株)大阪取引所が開設する取引所金融商品市場の開設・運営を主要な事業としております。

6. 主要な営業所 (2017年3月31日現在)

当社	
本店	東京都中央区
子会社	
(株)東京証券取引所	東京都中央区
(株)大阪取引所	大阪市中央区
日本取引所自主規制法人	東京都中央区
(株)日本証券クリアリング機構	東京都中央区
(株)東証システムサービス	東京都中央区

7. 使用人の状況 (2017年3月31日現在)

当社グループ

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,085名	3名減	42歳 5か月	17年 0か月

(注) 使用人数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）は含んでおりません。

8. 主要な借入先の状況 (2017年3月31日現在)

借入先	借入金残高
(株)七十七銀行	9,000百万円
(株)三菱東京UFJ銀行	23,500百万円

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 株式に関する事項 (2017年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 **2,180,000,000株**
- (2) 発行済株式の総数 **549,069,100株** (自己株式8,049,252株を含む)
- (3) 株主数 **52,560名**

(4) 大株主

順位	株主名	持株数	持株比率
1	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	18,469,000株	3.41%
2	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	16,168,600	2.99
3	SMB Cフレンド証券(株)	15,118,000	2.79
4	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口5)	11,274,100	2.08
5	THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	10,748,028	1.99
6	みずほ証券(株)	9,600,200	1.77
7	NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	9,248,609	1.71
8	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口1)	8,276,700	1.53
9	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口2)	8,271,500	1.53
10	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口7)	8,018,800	1.48

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (8,049,252株) を控除して計算しております。
2. 当社は、2017年1月30日開催の取締役会において、従業員に経営参画意識を持たせ、業績向上や株価上昇に対する意欲の高揚を促すことにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、従業員を対象としたインセンティブ・プラン「株式付与型ESOP信託」の導入を決議しました。この導入に伴い、2017年2月8日付にて、当社株式586,800株が三菱UFJ信託銀行(株)に信託され、共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行(株) (株式付与型ESOP信託口・76,043口) の名義となっております。
3. 当社の所有者別株式保有状況は以下のとおりです。
金融機関128,122,700株 (23.34%)、金融商品取引業者142,733,670株 (26.00%)、
その他の法人21,210,431株 (3.86%)、外国法人等228,628,042株 (41.64%)、
個人その他20,325,005株 (3.70%)、自己株式8,049,252株 (1.47%)

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、当連結会計年度において、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

(ア) 第1回

取得期間	： 2016年7月29日～2017年1月27日
取得した株式の総数	： 2,746,800株
株式の取得価額の総額	： 3,994,268,900円

(イ) 第2回

取得期間	： 2017年1月31日～2017年3月31日
取得した株式の総数	： 5,295,200株
株式の取得価額の総額	： 8,547,937,200円

(注) 第2回につきましては、2017年1月30日開催の取締役会決議（取得期間2017年1月31日～2017年7月27日、取得し得る株式の総数：16,000,000株（上限）、取得価額の総額：160億円（上限））による自己株式取得の一部です。

Ⅲ 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び執行役の状況 (2017年3月31日現在)

(1) 取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	津 田 廣 喜	取締役会議長	
取締役兼 代表執行役 グループCEO	清 田 瞭	グループCEO (最高経営責任者) 指名委員 (委員長) 報酬委員	(株)東京証券取引所取締役
取締役兼 執行役	宮 原 幸一郎	指名委員 報酬委員	(株)東京証券取引所代表取締役社長
取締役兼 執行役	山 道 裕 己		(株)大阪取引所代表取締役社長
取締役	クリスティーナ・ アメージャン	報酬委員 監査委員	一橋大学大学院商学研究科教授 三菱重工(株)社外取締役
取締役	荻 田 伍	指名委員 独立社外取締役委員 会委員長	アサヒグループホールディングス(株)相談役 (株)帝国ホテル社外取締役 日本電気(株)社外取締役
取締役	久 保 利 英 明	指名委員	日本取引所自主規制法人外部理事 弁護士 日比谷パーク法律事務所代表 ソースネクスト(株)社外取締役 桐蔭法科大学院教授 農林中央金庫経営管理委員
取締役	幸 田 真 音	監査委員	作家 日本たばこ産業(株)社外取締役 (株)LIXILグループ社外取締役
取締役	小 林 栄 三	報酬委員	伊藤忠商事(株)会長 (非業務執行者) 公益財団法人伊藤忠記念財団理事長 一般社団法人日本貿易会会長 朝日生命保険相互会社社外監査役 オムロン(株)社外取締役 日本銀行参与 日本航空(株)社外取締役 日本ベンチャーキャピタル(株)社外取締役
取締役	広 瀬 雅 行	監査委員 (常勤)	(株)東京証券取引所監査役 公益社団法人日本監査役協会会長
取締役	本 田 勝 彦	指名委員 報酬委員 (委員長)	日本たばこ産業(株)顧問 日本放送協会経営委員会委員
取締役	森 公 高	監査委員	公認会計士 日本公認会計士協会相談役
取締役	米 田 壯	監査委員 (委員長)	

- (注) 1. 取締役津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、荻田伍氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、本田勝彦氏、森公高氏及び米田壯氏は社外取締役であります。
2. 取締役クリスティーナ・アメージャン氏、荻田伍氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、本田勝彦氏、森公高氏及び米田壯氏は㈱東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。
3. 社外取締役の兼職先には、当社が全額出資する日本取引所自主規制法人がありますが、その他の兼職先と当社との間には、特筆すべき資本・取引関係はありません。
4. 監査委員である取締役森公高氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役宮原幸一郎氏は、2016年6月21日付で当社指名委員及び報酬委員に就任しました。
取締役クリスティーナ・アメージャン氏は、2016年6月21日付で当社報酬委員に就任しました。
取締役荻田伍氏は、2016年6月21日付で当社指名委員に就任しました。また、同氏は2016年10月28日付で独立社外取締役委員会委員長に就任しました。
取締役幸田真音氏は、2016年6月21日付で当社監査委員に就任しました。
取締役小林栄三氏は、2016年6月21日付で当社報酬委員に就任しました。また、同氏は2016年6月24日付で伊藤忠商事㈱取締役を退任しました。
取締役本田勝彦氏は、2016年6月21日付で当社報酬委員（委員長）に就任しました。
取締役森公高氏は、2016年7月26日付で当社監査委員に就任しました。また、同氏は2016年7月25日付で日本公認会計士協会会長を退任し、同年7月26日より同協会相談役に就任しました。
取締役米田壯氏は、2016年6月21日付で当社監査委員（委員長）に就任しました。
6. 当社は、日常的に監査環境の整備や社内情報の収集、内部統制システムの監視・検証を行い、その結果を他の監査委員と共有することで、監査委員会における審議の実効性を高めるため、5名の監査委員のうち、当社の業務全般にわたっての豊富な知識や経験を持つ取締役広瀬雅行氏を常勤監査委員として選定しております。

(2) 執行役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役兼 代表執行役 グループCEO	清 田 瞭	グループCEO (最高経営責任者)	〔(1) 取締役〕 参照
常務執行役	澁 谷 裕 以	CIO (最高情報責任者) IT企画担当	㈱東京証券取引所取締役常務執行役員 ㈱大阪取引所常務執行役員
常務執行役	狩 野 芳 徳	IT企画担当	㈱大阪取引所取締役常務執行役員
常務執行役	岩 永 守 幸	CFO (最高財務責任者) 財務・IR・ 決済連携推進担当	㈱日本証券クリアリング機構取締役 ㈱証券保管振替機構社外取締役
取締役兼執行役	宮 原 幸一郎	㈱東京証券取引所 経営管理統括	〔(1) 取締役〕 参照
取締役兼執行役	山 道 裕 己	㈱大阪取引所 経営管理統括	〔(1) 取締役〕 参照
執行役	深 山 浩 永	㈱日本証券クリア リング機構経営管理統 括	㈱日本証券クリアリング機構代表取締役社長
執行役	長谷川 勲	総務担当	㈱東京証券取引所執行役員 ㈱大阪取引所執行役員
執行役	二 木 聡	人事・広報担当	
執行役	平 野 剛	総合企画担当	
執行役	田 端 厚	グローバル戦略担当	㈱東京証券取引所執行役員 ㈱大阪取引所執行役員

(注) 岩永守幸氏は2016年4月1日付でCFO・財務・IR担当に加え、決済連携推進担当に就任しました。また、同日付で㈱東京証券取引所常務執行役員を退任しました。

深山浩永氏は2016年4月1日付で当社執行役（㈱日本証券クリアリング機構経営管理統括）に就任しました。

田端厚氏は2016年4月1日付で当社執行役（グローバル戦略担当）に就任しました。また、同日付で㈱東京証券取引所執行役員及び㈱大阪取引所執行役員に就任しました。

(ご参考) 2017年4月1日の執行役の状況及び選任理由

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役兼 代表執行役 グループCEO	清 田 瞭	グループCEO (最高経営責任者)	〔(1) 取締役〕 参照
	<p><選任理由> 清田瞭氏は、証券会社での業務を通じた証券市場に関する豊富な経験と高い見識を有しており、2013年に(株)東京証券取引所代表取締役社長としてコーポレートガバナンス・コードの施行を推進するなど、2年間にわたり現物市場を牽引し、2015年からは当社取締役兼代表執行役グループCEOとして当社経営を担っております。当社グループにおける経験や実績とCEOに求められる人材像に照らして最適の人材として、代表執行役グループCEOに選任いたしました。</p>		
常務執行役	横 山 隆 介	CIO (最高情報責任者) IT企画担当	(株)東京証券取引所常務執行役員 (株)大阪取引所常務執行役員
	<p><選任理由> 横山隆介氏は、1986年に東京証券取引所に入所し、その後当社グループでは、主にIT企画・開発に関する業務を担当しました。同氏は、(株)東京証券取引所執行役員として、当社中期経営計画の柱の一つである「清算・決済分野を含む周辺ビジネスの拡大」及び「デリバティブ市場ビジネスの成長促進」による事業ポートフォリオの多様化戦略を支えるため、清算機能強化や各種デリバティブ新商品への対応を目的とした、清算システムのグランドデザインを推進しております。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、常務執行役に選任いたしました。</p>		
常務執行役	狩 野 芳 徳	IT企画担当	(株)東京証券取引所常務執行役員 (株)大阪取引所取締役常務執行役員
	<p><選任理由> 狩野芳徳氏は、1980年に日本電信電話公社に入社後、1988年にエヌ・ティ・ティ・データ通信(株)へ転籍し、金融システムに関する業務を担当しました。同氏は、2010年6月に、(株)大阪証券取引所取締役常務執行役員に就任してからは、同社及び当社グループでは取引所システム全般に関する業務を担当し、当社の経営統合に伴うシステム統合や、デリバティブ売買システムの開発を推進しました。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、常務執行役に選任いたしました。</p>		
常務執行役	井 阪 喜 浩	グローバル戦略担当	(株)東京証券取引所常務執行役員 (株)大阪取引所常務執行役員 (株)ICJ代表取締役 (非常勤)
	<p><選任理由> 井阪喜浩氏は、1979年に大蔵省(現財務省)に入省し、その後同省、外務省、国税庁及び金融監督庁では、主に国際及び税に関する業務を担当しました。同氏は、2013年6月に、(株)東京証券取引所執行役員に就任してからは、情報サービス担当として、現在の当社中期経営計画における主要な柱の一つである、(株)東京証券取引所が開発した指数を対象としたETF・公募投資信託の組成促進や、新指数の開発推進に取り組みました。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、常務執行役に選任いたしました。</p>		

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役兼執行役	宮原 幸一郎	(株)東京証券取引所経営管理統括	〔(1) 取締役〕 参照
	<p><選任理由> 宮原幸一郎氏は、取引所業務全般にわたっての豊富な知識や経験を有しており、当社グループの中核子会社である(株)東京証券取引所の代表取締役社長として、同社の経営全般を統括してきました。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、執行役に選任いたしました。</p>		
取締役兼執行役	山道 裕己	(株)大阪取引所経営管理統括	〔(1) 取締役〕 参照
	<p><選任理由> 山道裕己氏は、取引所業務全般にわたっての豊富な知識や経験を有しており、当社グループの中核子会社である(株)大阪取引所の代表取締役社長として、同社の経営全般を統括してきました。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、執行役に選任いたしました。</p>		
執行役	深山 浩永	(株)日本証券クリアリング機構経営管理統括	(株)日本証券クリアリング機構代表取締役社長
	<p><選任理由> 深山浩永氏は、取引所業務全般にわたっての豊富な知識や経験を有しており、当社グループの中核子会社である(株)日本証券クリアリング機構の代表取締役社長として、同社の経営全般を統括してきました。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、執行役に選任いたしました。</p>		
執行役	長谷川 勲	総務・人事担当	(株)東京証券取引所執行役員 (株)大阪取引所執行役員
	<p><選任理由> 長谷川勲氏は、1987年に東京証券取引所に入所し、その後当社グループでは経営企画・総務・株式市場に関する業務を担当しました。同氏は、2014年6月に当社執行役に就任してからは、総務担当として、当社におけるコーポレート・ガバナンスの適切な構築等に取り組みました。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、執行役に選任いたしました。</p>		
執行役	二木 聡	総合企画・決済連携推進担当	
	<p><選任理由> 二木聡氏は、1988年に東京証券取引所に入所し、その後当社グループでは経営企画・財務・広報・システム・株式市場に関する業務を担当しました。同氏は、2015年6月に、当社執行役に就任してからは、人事・広報担当として、当社グループにおける人事制度改革や当社ブランド認知度向上のための施策等に取り組みました。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、執行役に選任いたしました。</p>		

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
	田 端 厚	CFO (最高財務責任者) 財務・広報・IR担当	
執行役	<p><選任理由></p> <p>田端厚氏は、1988年に東京証券取引所に入所し、その後当社グループでは秘書・経営企画・総務等に関する業務を担当しました。同氏は、2016年4月に、当社執行役に就任してからは、グローバル戦略担当として、海外取引所への支援及び海外諸機関との協力推進等に取り組みました。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、執行役に選任いたしました。</p>		

2. 取締役及び執行役の報酬の内容の決定に関する方針

当社の役員報酬は、(1) 基本報酬、(2) 賞与、(3) 自社株報酬で構成され、報酬委員会において決定します。

(1) 基本報酬は日々の業務遂行や経営への参画の対価として役位・職務内容に応じた額、(2) 賞与は、短期のインセンティブとしての連結当期利益を指標として決定した額と、中期のインセンティブとしての事業計画及び経営財務目標の達成状況等に応じて決定した額、(3) 自社株報酬は、中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして当社株式の購入に充てるもので、役位・職務内容に応じた額としています。

なお、取締役（執行役との兼務者を除く。）については、その役割と独立性の観点から、賞与及び自社株報酬を支払っていません。

3. 取締役及び執行役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	12名 (11)	140百万円 (112)
執行役	8	422

- (注) 1. 取締役のうち執行役の兼務者3名及び社外取締役のうち日本取引所自主規制法人理事の兼務者1名については、取締役としての報酬は支払っていないため、支給人員に含めておりません。また、執行役のうち、(株)東京証券取引所取締役の兼務者1名、(株)大阪取引所取締役の兼務者1名及び(株)日本証券クリアリング機構取締役の兼務者1名については、執行役としての報酬は支払っていないため、支給人員に含めておりません。
2. 上記支給額には、2017年4月24日開催の報酬委員会において決議された役員賞与の額1億39百万円を含んでおります。
3. 当事業年度において、別途、日本取引所自主規制法人から社外取締役に對し、総額17百万円の役員報酬が支払われております。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、荻田伍氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、本田勝彦氏、森公高氏及び米田壯氏並びに非業務執行取締役である広瀬雅行氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

5. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動内容
取締役	津田 廣喜	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	クリスティーナ・アメージャン	当事業年度開催の取締役会11回全て、報酬委員就任以降に開催された報酬委員会3回全て、監査委員会12回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	荻田 伍	取締役就任以降に開催された取締役会9回全て、指名委員就任以降に開催された指名委員会5回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	久保利 英明	当事業年度開催の取締役会11回全て、指名委員会6回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	幸田 真音	取締役就任以降に開催された取締役会9回全て、監査委員就任以降に開催された監査委員会9回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	小林 栄三	取締役就任以降に開催された取締役会9回全て、報酬委員就任以降に開催された報酬委員会3回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	本田 勝彦	当事業年度開催の取締役会11回全て、指名委員会6回全て、報酬委員就任以降に開催された報酬委員会3回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	森 公高	取締役就任以降に開催された取締役会8回全て、監査委員就任以降に開催された監査委員会8回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	米田 壯	当事業年度開催の取締役会11回全て、監査委員会12回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

ご参考

コーポレート・ガバナンス体制について

・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業理念に沿った経営を実践するためには、ステークホルダーの皆様へ当社の企業理念・企業活動を理解していただくことが重要と考え、4つの観点から、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を定めています。

当社は、これらの基本的な考え方に基づき、コーポレートガバナンス・コードの各原則の趣旨を踏まえて、コーポレート・ガバナンスを適切に構築する方針です。

企業理念・社会的使命の観点

当社グループが運営する市場は、公共の財産であり、JPXの社会的使命は、その持続的発展を図ることにあります。

企業価値向上の観点

当社が、市場の持続的発展を図るに当たっては、株主を始めとする多様なステークホルダーの期待に応え続けることが必要であり、それによって、当社の中長期的な企業価値の向上を実現します。

市場運営の観点

当社グループは、その開設する市場に対する支持と信頼こそが、投資者を始めとするすべての市場利用者へ共通する利益であり、その維持・向上こそが市場の持続的発展の基礎であるという考え方で市場を運営します。

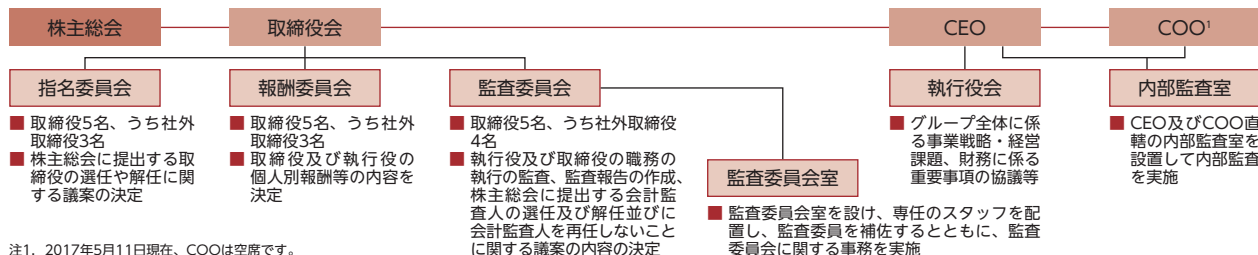
コーポレート・ガバナンスの実効性の観点

当社は、市場の持続的発展を支えるため、そのコーポレート・ガバナンスについて、より実効性が高く適切に機能するものとなるよう、常に改善を図っていきます。

・コーポレート・ガバナンス体制

当社では、経営の監視・監督機能と業務執行機能を制度上明確に分離し、経営監視・監督機能の強化及び経営の透明性の向上を図るために、指名委員会等設置会社形態を採用しています。

コーポレート・ガバナンス体制図



・取締役の構成

取締役会は、女性2名を含む13名で構成しており、経営の透明性及びアカウンタビリティの向上及び業務執行の妥当性を監督する機能の強化のため、取締役会議長は業務執行から分離した取締役が担い、社外取締役を過半数以上である9名とし、そのうち当社の独立役員資格を充たす8名全てを独立役員に指定しています。

独立社外取締役8名の内訳は、企業経営者3名、法律専門家1名、公認会計士1名、研究者・政府機関出身者3名で、それぞれの分野で高い見識を認められており、当社の経営に多面的な社外の視点を積極的に取り入れることができる充実した体制となっています。

・指名委員会・報酬委員会・監査委員会

当社は、法定の「指名委員会」及び「報酬委員会」を設置し、役員の人事及び報酬に関する透明性・客観性を確保しています。各委員会はそれぞれ過半数の社外取締役で構成されており、役員人事は指名委員会で十分な審議を行ったうえで株主総会に付議し、役員報酬については報酬委員会で決定します。

また、監査機能を担う法定の「監査委員会」を設置しており、5名（常勤の監査委員1名）の取締役で構成され、うち公認会計士1名を含む、4名が社外取締役です。さらに、その補助のため監査委員会室を設置しています。

・独立社外取締役委員会の設置

当社では、非常勤の独立社外取締役が情報交換・認識共有を図ることで、経営の監督機能をより発揮するとともに、取締役会をさらに活性化させることを目的として、非常勤の独立社外取締役のみによる会議体「独立社外取締役委員会」を設置しています。

独立社外取締役委員会

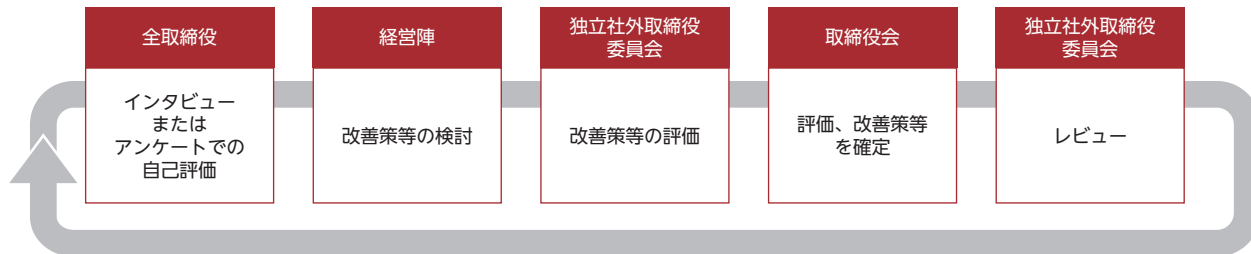
目的	非常勤の独立社外取締役間で、情報交換や認識共有を図る。 ※委員会からの求めに応じて、取締役会議長やCEO以下の経営陣が出席することも可能。
開催頻度	原則として年2回以上 ※委員長の招集によって適宜開催する。
委員長	委員会の議長として、委員会の招集及び進行を行う。 委員会が必要と認める場合には、委員会での議論の内容について、委員長が取締役会議長やCEO以下の経営陣にフィードバックし、円滑なコミュニケーションを図る。

・取締役会の実効性評価

当社では、全ての取締役を対象としてアンケートまたはインタビューを実施した上で、取締役会が自らの実効性について、分析・評価を実施することとしています。実施に際しては、その評価の客観性や透明性を高める観点から、非常勤の独立社外取締役で構成される独立社外取締役委員会を活用しています。

2016年度の実効性評価結果の概要につきましては、コーポレート・ガバナンス報告書をご覧ください。
(アドレス <http://www.jpx.co.jp/corporate/about-jpx/co-governance/index.html>)

実効性評価のサイクル



V 会計監査人に関する事項

1. 名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

有限責任監査法人トーマツに対する報酬等の額

	支払額
① 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	85百万円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	85百万円
③ 上記②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	33百万円

(注) 当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前年度における監査の状況、及び当年度の監査計画の内容について確認を行い、監査時間及び監査報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び同条第4項の同意を行っております。

3. 非監査業務内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の実施に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。

5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

VI 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定事項の概要

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する社員に関する事項を定めるために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- ① 監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する。
- ② 監査委員会室に所属する社員は、室長1名を含む4名以上とする。

(2) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会室に所属する社員の独立性を確保するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- ① 監査委員会室に所属する社員の採用、異動、人事考課、給与及び懲戒については、あらかじめ、監査委員会（監査委員会が特定の監査委員を指名した場合には、当該監査委員）の同意を得るものとする。
- ② 執行役及び社員は、監査委員会室に所属する社員の業務遂行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することのないよう留意するものとする。

(3) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の監査委員会室に所属する社員に対する指示の実効性を確保するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- ① 監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する。
- ② 監査委員会室長は監査委員会の職務を補佐し、監査委員会監査の円滑な遂行のために監査委員会室に所属する他の社員を指揮して所管業務を統括する。

(4) 次に掲げる体制その他の当社の監査委員会への報告に関する体制

- ① 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- a. 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
- b. 執行役及び社員は、当社、当社の子会社又は関連会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告しなければならない。

- ② 当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者（以下この号において「子会社取締役等」という。）が当社の監査委員会に報告をするための体制

監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- a. 子会社取締役等又は当社の執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員から子会社に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
- b. 子会社取締役等又は当社の執行役及び社員は、子会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告しなければならない。

(5)前(4)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- ① 監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告した者は、当社並びに執行役及び社員等から、当該報告をしたことを理由としたいかなる不利益も受けないものとする。
- ② 当社並びに執行役及び社員等は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由としたいかなる不利益も加えてはならない。

(6)当社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関して、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- ① 執行役及び社員は、監査委員又は監査委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査委員又は監査委員会の職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、これを拒むことができない。
- ② 前号の規定は、着手金等の前払、及び事後的に発生した費用等の償還その他の監査委員会の職務の執行に係る費用について同様とする。

(7)その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会による監査の実効性を確保するために、社内規則として、次の事項を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- ① 代表執行役は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、監査委員会監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ② 執行役及び社員は、監査委員会が指名した監査委員が、執行役会その他の重要な会議に出席して意見を述べ、又は説明を求めた場合には、誠実かつ適切に対応するものとする。

(8) 当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社内規則において定められた職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

コンプライアンス・プログラムを導入し、次の施策を実施する。

- ① 役員及び社員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観を示した「企業行動憲章」や社員の具体的な行動規範を示した行動規範をはじめ、コンプライアンスに関連した社内規則（情報管理に係るものを含む。）の制定及び遵守
- ② コンプライアンスに係る社内体制として、コンプライアンス責任者（CEO）、コンプライアンス担当役員（総務担当執行役）及びコンプライアンス関連業務事務局（総務部内）を設置
- ③ 公益通報制度として、コンプライアンス・ホットラインを設置し運用
- ④ 継続的な周知・教育活動として、コンプライアンス担当者との連絡会議の開催やイントラネットを利用したコンプライアンス関連の情報配信、e-ラーニングによる研修の実施

反社会的勢力の排除に向けて、「企業行動憲章」に基づき、次のとおり毅然たる対応を行う。

- ① 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、一切の関係遮断に努める。
- ② 反社会的勢力による金融商品市場への介入を防止し、健全で公正な市場の構築に努める。

CEO及びCOO直轄の内部監査室を設置して内部監査を実施する。

(9) 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規則において明確化された情報セキュリティ対策基準において、執行役会議事録をはじめとした執行役の職務の執行に係る文書の保管等の取扱いについて規定し、適切に運用する。

(10) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、取締役、執行役及び社員それぞれが自己の職務分掌及び権限に応じ、責任を持ってリスク管理を行うとの認識の下で業務を行うことを基本とする。

当社及びその子会社からなる企業集団（以下「日本取引所グループ各社」という。）のリスクに関して、未然防止の観点からリスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を行うとともに、定期的にその状況が報告される体制を整備するため、次のとおり社外取締役を委員長とするリスクポリシー委員会及びCEOを委員長とするリスク管理委員会を設置するとともに、「リスク管理方針」を制定し、適切に運用することとする。

リスクポリシー委員会は、「リスク管理方針」に定める包括的リスク管理フレームワークに基づく日本取引所グループ各社における重要リスク管理に係る諸事項を協議し、取締役会に提言及び報告を行うものとする。

リスク管理委員会は、日本取引所グループ各社における日々のリスク管理状況及びリスクが顕在化した場合又はそのおそれが生じた場合の状況の総括的な把握、事態の早期解決のための対応等を協議し、取締役会に報告を行うものとする。

特に、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者としての日本取引所グループ各社の責務の根幹であることを強く認識し、システムの安定的稼働に係るリスクについては、その開発及び運用体制において、開発手法の標準化や十分な稼働確認テストの実施、詳細な運用マニュアルの整備とその遵守、更には専門部署の設置による開発及び運用業務に係る品質管理の徹底など、必要十分な対応を図る。

そのうえで、万一の天災地変やテロ行為等により市場開設に係る業務の継続が困難となる状況については、「事業継続基本計画書」を策定し、関係者に対する影響を最小化し、一刻も早い業務の再開を行うために必要な体制、手順等をあらかじめ定めておくことにより、適切な対応を図る。

また、市場開設者である日本取引所グループ各社にとっての自主規制機能の重要性及び社会一般からの日本取引所グループ各社の自主規制機能に対する期待の大きさに鑑み、自主規制機能の適切な発揮に係るリスク（自主規制業務の遂行が不適切であった場合のレピュテーションリスクをはじめとした各種リスクをいう。）については、自主規制業務の独立性確保のための組織上の措置をはじめ、公正性確保のための施策を講じるとともに、積極的に経営資源を投入のうえ、詳細な業務マニュアルの整備とその遵守、教育研修の充実等による自主規制業務の質的向上を追求することにより、万全の対応を図る。

(11) 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図る。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし意思決定手続の機動性向上を図る。

経営層からのトップダウンと事業部門等からのボトムアップを適切に組み合わせながら中期経営計画及び年度予算を策定するとともに、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図る。

(12) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社の子会社の取締役、執行役その他これらの者に相当する者（以下「子会社の取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づく各種報告を求める。

② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づきリスク管理状況に係る報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。

③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社に対し、経営管理契約又は「関係会社管理規則」に基づき、各社の位置付けや規模に応じた適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、日本取引所グループ各社における職務執行の効率化を図る。

④ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社に対し、継続的な周知・教育活動として、日本取引所グループ各社のコンプライアンス担当者との連絡会議の開催やコンプライアンス関連の情報配信を行う。

子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づき公益通報制度としてコンプライアンス・ホットラインの導入を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。

子会社に対し、経営管理契約又は「関係会社管理規則」に基づき、当社の内部監査室が内部監査を実施し又は子会社自らが内部監査を実施した内容につき報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。

- ⑤ その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
日本取引所グループ各社の役員及び社員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観を示した「企業行動憲章」を制定する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「業務の適正を確保するための体制」の整備とその適切な運用に努めており、CEO直轄の内部監査室において、執行部門から独立した立場から、当該基本方針に定める体制（監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制を除く。）が適切に整備・運用されているかを確認・評価（モニタリング）しております。当連結会計年度において実施しました主な取組みの概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制の運用状況

- ① 公益通報制度であるコンプライアンス・ホットラインを継続的に運用し、通報に対する適切な対応及び報告を行ったほか、役員及び社員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観を示した「企業行動憲章」や社員の具体的な行動規範を示した行動規範をはじめ、コンプライアンスに関連した社内規則等の遵守に関する意識の向上及び周知徹底のため、関連資料のイントラネットへの掲載のほか、役員及び社員に対するコンプライアンス関連の情報配信やe-ラーニングによる研修等を実施しました。
- ② 反社会的勢力による東京証券取引所市場及び大阪取引所市場への介入を防止し、健全で公正な金融商品市場を構築するための取組みの一環として、警察庁及び警視庁との間で組織している「取引所市場における反社会的勢力排除対策連絡協議会」を2016年12月に開催し、最近の動向等について詳細な情報の共有と活発な意見交換を行いました。

(2) 情報保存管理体制の運用状況

- ① 情報セキュリティ対策基準をはじめとした関連規則に則り、執行役会議事録など執行役の職務の執行状況に係る文書を適時・適切に作成し、また重要文書については、社内及び外部委託先において適切に保管しております。
- ② 情報漏えいや外部からの不正なアクセス等を防止するための取組みとして、関連規則の整備や事務手続等の策定のほか、システム上のセキュリティ対策等を継続的に行いました。また、役員及び社員に対する情報管理の重要性を周知徹底するため、e-ラーニングによる研修や不審メールを受け取った際の対応訓練を実施しました。

(3) 損失危険管理体制の運用状況

- ① 各部門において、「リスク管理方針」に従い、未然防止の観点からリスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を継続的に行いました。その整備・運用状況やグループ横断的なリスクの分析結果等については、CEOを委員長とするリスク管理委員会において、四半期毎に協議を行いました。また、当連結会計年度においては、より未然予防的なリスク管理の枠組みとして「包括的リスク管理フレームワーク」を構築するとともに、リスク管理におけるコーポレートガバナンスの強化を目的として、

社外取締役を中心としたリスクポリシー委員会を新設し、当委員会において2017年度に当社グループとして特に重点的に管理すべきリスク「重要リスク」について協議を行いました。

- ② 市場の信頼性・安定性を維持していくためには、システムの安定稼働が必須要件であると認識しております。当社グループのデリバティブ売買システム(J-GATE)を2016年7月に刷新しましたが、標準化された開発手法や十分な各種確認テストの実施、詳細な運用マニュアルの整備とその遵守、品質管理の徹底など必要な対応を確実に実施しました。
- ③ 万一の天災地変やテロ行為等により市場開設に係る業務の継続が困難となった場合、関係者に対する影響の最小化と、一刻も早い業務の再開を行うため、「事業継続基本計画書」に従った対応を取ることとしておりますが、当連結会計年度においては首都直下型地震や南海トラフ地震等の広域災害時における業務継続性の強化のため、当社グループの東京拠点と大阪拠点を相互にバックアップする態勢の整備を進めました。また、緊急時における対応手順の周知徹底を図るため、役員及び社員向けにe-ラーニングによる研修を行ったほか、緊急事態を想定した訓練を行いました。

(4) 効率的な職務執行体制の運用状況

- ① 各部門において、業務の内容に応じて適宜職務権限を委任し業務運営を行い、意思決定手続の機動性を確保しております。
- ② 第二次中期経営計画(2016年度-2018年度)(2016年3月22日策定、2017年3月31日アップデート)の達成目標の実現に向けて、定期的に取り締役会、執行役会等に業績・進捗状況を報告し、経営環境の変化等を踏まえた事業計画の見直しを行うなど、適切な進捗管理を実施することを通じて、職務執行の効率化を図りました。

(5) グループ会社の管理体制の運用状況

- ① 当社の子会社の管理につきましては、経営管理契約に基づく経営管理の実施又は「関係会社管理規則」に基づき、財務状況に関する資料やリスク管理状況等の各種報告を受けております。財務状況や業務執行状況について、継続的なモニタリングを実施し、必要に応じて助言等を行いました。
- ② 子会社に対して、当社の内部監査室が内部監査を実施し又は子会社自らが内部監査を実施した内容について報告を受けております。当該監査結果において、重大な不備は検出されておられません。

(6) 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制の運用状況

当社は、取締役会、執行役会、リスク管理委員会その他の重要会議への出席や、重要会議資料、りん議書等の重要書類の閲覧、内部監査室等との連携など、監査委員会の監査が実効的に行われることの確保に努めるとともに、「監査委員会への報告等に関する規則」に基づき、職務執行に関する事項の各種報告の実施や監査費用の処理などについて、適切に行いました。

Ⅶ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、金融商品取引所グループとしての財務の健全性、清算機関としてのリスクへの備え、当社市場の競争力強化に向けた投資機会等を踏まえた内部留保の重要性に留意しつつ、業績に応じた配当を実施することを基本とし、具体的には、配当性向を60%程度とすることを目標とします。

なお、当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨定款に定めております。

Ⅷ 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針や買収防衛策については、特に定めておりません。

ただし、当社株式等の一定数以上の取得・保有については、次のような法律による規制があります。

ご参考 関係条文抜粋

① 金融商品取引法第103条の2第1項

何人も、株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の二十（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この章において「保有基準割合」という。）以上の数の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。ただし、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

② 金融商品取引法第106条の14第1項

何人も、金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は商品取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

③ 金融商品取引法第106条の17第1項

地方公共団体等は、第百六条の十四第一項の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けて、金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる。

○ 本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切捨て、比率その他については、四捨五入しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産		負債及び資本	
流動資産		負債	
現金及び現金同等物	73,553	流動負債	
営業債権及びその他の債権	9,774	営業債務及びその他の債務	3,190
清算引受資産	37,555,555	社債及び借入金	22,500
清算参加者預託金特定資産	3,374,863	清算引受負債	37,555,555
信認金特定資産	474	清算参加者預託金	3,374,863
未収法人所得税	8,507	信認金	474
その他の金融資産	73,800	取引参加者保証金	8,142
その他の流動資産	1,626	未払法人所得税等	9,210
流動資産合計	41,098,156	その他の流動負債	5,339
非流動資産		流動負債合計	40,979,276
有形固定資産	5,140	非流動負債	
のれん	67,374	社債及び借入金	29,933
無形資産	30,596	退職給付に係る負債	7,357
退職給付に係る資産	5,202	その他の非流動負債	3,693
持分法で会計処理されている投資	8,809	繰延税金負債	4,900
違約損失積立金特定資産	27,948	非流動負債合計	45,884
その他の金融資産	36,275	負債合計	41,025,161
その他の非流動資産	5,793	資本	
繰延税金資産	3,635	資本金	11,500
非流動資産合計	190,775	資本剰余金	59,722
資産合計	41,288,932	自己株式	△13,506
		その他の資本の構成要素	11,604
		利益剰余金	188,634
		親会社の所有者に帰属する持分合計	257,955
		非支配持分	5,815
		資本合計	263,770
		負債及び資本合計	41,288,932

連結損益計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで) (単位: 百万円)

科 目	金 額
収益	
営業収益	107,885
その他の収益	161
収益計	108,047
費用	
営業費用	50,185
その他の費用	9
費用計	50,195
持分法による投資利益	1,525
営業利益	59,377
金融収益	1,235
金融費用	8
税引前利益	60,604
法人所得税費用	18,240
当期利益	42,363
当期利益の帰属	
親会社の所有者	42,124
非支配持分	238

連結持分変動計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
その他の包括利益を通じ て測定する金融資産の 正価値の純変動				確定給付制度 の再測定	
2016年4月1日時点の残高	11,500	59,726	△9	13,321	—
当期利益	—	—	—	—	—
その他の包括利益(税引後)	—	—	—	△1,717	1,268
当期包括利益合計	—	—	—	△1,717	1,268
自己株式の取得	—	△3	△13,497	—	—
配当金の支払	—	—	—	—	—
支配喪失を伴わない子会社に対 する所有者持分の変動	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素か ら利益剰余金への振替	—	—	—	—	△1,268
所有者との取引額合計	—	△3	△13,497	—	△1,268
2017年3月31日時点の残高	11,500	59,722	△13,506	11,604	—

	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
	その他の資本 の構成要素	利益剰余金	合計		
	合計				
2016年4月1日時点の残高	13,321	172,656	257,194	5,717	262,912
当期利益	—	42,124	42,124	238	42,363
その他の包括利益(税引後)	△448	—	△448	—	△448
当期包括利益合計	△448	42,124	41,676	238	41,914
自己株式の取得	—	—	△13,500	—	△13,500
配当金の支払	—	△27,414	△27,414	—	△27,414
支配喪失を伴わない子会社に対 する所有者持分の変動	—	—	—	△140	△140
その他の資本の構成要素か ら利益剰余金への振替	△1,268	1,268	—	—	—
所有者との取引額合計	△1,268	△26,146	△40,915	△140	△41,056
2017年3月31日時点の残高	11,604	188,634	257,955	5,815	263,770

連結計算書類の注記

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 新基準書の早期適用

当社グループはIFRS第9号「金融商品」（2010年10月改訂）を2013年4月1日より早期適用しております。

3. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

連結子会社名：(株)東京証券取引所、(株)大阪取引所、日本取引所自主規制法人、(株)日本証券クリアリング機構、(株)東証システムサービス

4. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 3社

会社名：(株)証券保管振替機構、(株)ICJ、(株)東証コンピュータシステム

5. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産の評価基準及び評価方法

①金融資産

a. 当初認識及び測定

当社グループは、金融商品の契約条項の当事者となったときに、金融資産を認識します。

当社グループは、当初認識時の事実関係及び状況において、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類し、それ以外の場合には純損益を通じて公正価値で測定される金融資産へ分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

また、当社グループは当初認識時に、資本性金融商品への投資における公正価値の変動をその他の包括利益として認識するという取消不能の指定を行う場合があります。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類される場合を除き、公正価値に直接帰属する取引費用を加算した金額で当初測定しております。

b.事後測定

金融資産の当初認識後は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

- (a) 償却原価で測定される金融資産
実効金利法により測定しております。
- (b) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産
公正価値で測定しており、その変動額を純損益として認識しております。
- (c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産
公正価値で測定しており、その変動額をその他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合にはその他の包括利益から直接利益剰余金に振り替えており、純損益として認識しておりません。
ただし、当該金融資産からの受取配当金については純損益として認識しております。

c.認識の中止

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

②償却原価で測定される金融資産の減損

IAS第39号に基づき、各連結会計年度末日に償却原価で測定される金融資産について、減損の客観的証拠の有無を評価しております。減損の客観的証拠には、債務者の重大な財政状態の悪化、元利の支払いに対する債務不履行や延滞、破産等を含んでおります。

償却原価で測定される金融資産の減損の証拠を、個別の資産ごとに検討するとともに全体としても検討しております。重要な金融資産は、個別に減損を評価しております。重要な金融資産のうち個別に減損する必要がないものについては、発生しているが未特定となっている減損の有無の評価を全体として実施しております。

減損が発生しているという客観的証拠が存在する場合、減損損失は、当該資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定しております。

減損が認識された償却原価で測定される金融資産の帳簿価額は、貸倒引当金を通じて減額され、減損損失を計上しており、将来の回収を現実的に見込めず、すべての担保が実現又は当社グループに移転されたときに、直接減額しております。減損認識後に生じた事象により、翌連結会計年度以降に減損損失の見積額が変動した場合には、過年度に計上した減損損失は貸倒引当金を用いて調整しております。

③清算引受資産及び清算引受負債

㈱日本証券クリアリング機構は、金融商品取引清算機関として、市場参加者が行った取引の債務を負担し、取引の当事者となることによって、清算対象に係る債権・債務を清算引受資産及び清算引受負債（以下、「清算引受資産・負債」という。）として計上し、決済の履行を保証しております。

金融商品取引所等における現物取引及び店頭市場における国債の売買取引については、決済日基準により清算引受資産・負債を当初認識すると同時に認識の中止を行っております。

先物取引については、取引日に清算引受資産・負債として当初認識を行い、その後は公正価値で測定し、その評価差額を損益として認識しております。さらに、同社は清算参加者との間において、当該損益を日々差金として受払いしていることから、その受払いをもって清算引受資産・負債の認識の中止を行っております。

オプション取引については取引日に、店頭市場における金利スワップ取引及びクレジット・デフォルト・スワップ取引については債務負担を実施した日において、それぞれ当初認識を行い、その後は公正価値で測定し、その評価差額を損益として認識しております。

国債店頭取引のうち現先取引及び現金担保付債券貸借取引については、取引開始日において当初認識を行い、その後は公正価値で測定しております。

認識した清算引受資産・負債については、金額を相殺する強制可能な法的権利を現在有しており、かつ純額で決済するか又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図を有している場合には相殺し、純額で連結財政状態計算書に計上しております。

また、清算引受資産・負債は、同額で認識されるため、公正価値の変動から発生する損益も同額となります。そのため、当該損益は消去され、連結損益計算書には計上されません。

(2) 資産の減価償却及び償却の方法

①有形固定資産

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物 2-50年
- ・情報システム設備 5年

②無形資産

各資産の償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目であるソフトウェアの見積耐用年数は5年です。

(3) 従業員退職後給付の会計処理

当社及び当社の一部の子会社は、確定給付型の制度として規約型の確定給付企業年金制度及び退職一時金制度、並びに確定拠出年金制度を導入しております。

①確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を使用して制度ごとに個別に算定しております。割引率は、各制度における給付支払見込日までの期間に応じた連結会計年度末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付負債（資産）は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値（必要な場合には、確定給付資産の上限、最低積立要件への調整を含む）を控除して算定しております。また、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額は、営業費用として認識しております。

確定給付制度の再測定は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。また、過去勤務費用は、発生した期の純損益として認識しております。

なお、確定給付制度の積立超過を他の制度の債務を決済するために使用できる法的権限を有している場合を除いて、制度間の資産と負債は相殺しておりません。

②確定拠出年金制度

退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

(4) 収益の計上基準

収益は、受領する対価の公正価値で測定しております。

当社グループは、主として金融商品取引所事業を行っており、収益は、主に役務の提供に該当する取引関連収益、清算関連収益等から構成されております。

役務の提供に該当する取引については、以下の条件をすべて満たした場合、かつ取引の成果を信頼性をもって見積ることができる場合に、連結会計年度末日現在の取引の進捗度に応じて収益を認識しております。

- ・収益の金額を信頼性をもって測定できること
- ・取引に関する経済的便益が当社グループに流入する可能性が高いこと
- ・期末日における取引の進捗度を信頼性をもって測定できること
- ・取引に関して発生する費用と取引を完了するために要する費用を信頼性をもって測定できること

また、役務の提供に関し信頼性をもって見積ることができない場合には、費用が回収可能と認められる部分についてのみ収益を認識しております。

配当は、支払いを受ける株主の権利が確定したときに認識しております。

(5) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建取引は、取引日における直物為替相場により当社の機能通貨である日本円に換算しております。

各連結会計年度末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、連結会計年度末日の為替レートで換算しており、換算により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産から生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) のれんに関する事項

のれんの償却は行わず、各連結会計年度末日又は減損の兆候がある場合に減損テストを実施し、該当する場合は減損損失を計上しております。なお、のれんの減損損失の戻入は行いません。

II. 連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

(1) 営業債権及びその他の債権	9百万円
(2) その他の金融資産	117百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）	11,334百万円

3. 保証債務

従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証 1,550百万円

4. 金融商品取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債

清算参加者預託金は、清算参加者の決済不履行により(株)日本証券クリアリング機構が被る損失に備えるため、同社が清算参加者に預託を求めている担保（清算基金等の清算預託金、取引証拠金、当初証拠金及び変動証拠金）です。

信託金は、取引参加者の債務不履行により有価証券売買等の委託者等が被る損失に備えるため、(株)東京証券取引所及び(株)大阪取引所が取引参加者に預託を求めている担保です。

取引参加者保証金は、取引参加者の債務不履行により(株)東京証券取引所及び(株)大阪取引所が被る損失に備えるため、両社が取引参加者に預託を求めている担保です。

各担保は、金銭又は代用有価証券（各社の規則で認められたものに限る。）で預託され、このうち金銭による預託については、連結財政状態計算書の資産・負債に両建てで計上しております。

一方、代用有価証券で預託された担保については、連結財政状態計算書に計上しておりません。なお、各担保の代用有価証券の公正価値は以下のとおりです。

①清算参加者預託金代用有価証券	2,675,561百万円
②信託金代用有価証券	1,338百万円
③取引参加者保証金代用有価証券	2,591百万円

また、違約損失積立金は、清算業務に関して(株)日本証券クリアリング機構が被った損失を補填するための積立金です。

Ⅲ. 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 549,069,100株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2016年5月17日取締役会	普通株式	15,922	29.00	2016年3月31日	2016年5月31日
2016年10月28日取締役会	普通株式	11,491	21.00	2016年9月30日	2016年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの (予定)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年5月16日取締役会	普通株式	14,066	利益剰余金	26.00	2017年3月31日	2017年5月29日

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を行う過程において、金融商品から生じる各種財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク等）に晒されておりますが、リスクを把握・分析し、適切な方法で統合的なリスク管理に取り組むことで、リスクの回避又は低減に努めております。

当社グループが認識している主要なリスクは、(株)日本証券クリアリング機構の清算業務から発生する信用リスク及び流動性リスクです。

同社は、市場参加者が行った取引の債務を負担することにより取得する債権である清算引受資産について、清算参加者の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに対しては、清算参加者に対する資格制度や担保制度等の体制を整備しています。また、同社は、清算参加者に決済不履行が生じた場合であっても、自ら資金不足をカバーし、決済を完了する必要があることから、清算引受負債について流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに対しては、資金決済銀行との間で流動性供給に関する契約を締結すること等により、十分な流動性を確保する体制を整備しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当社グループが保有する金融商品として、現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、清算引受資産、清算参加者預託金特定資産、信認金特定資産、違約損失積立金特定資産、その他の金融資産、営業債務及びその他の債務、社債及び借入金、清算引受負債、清算参加者預託金、信認金、取引参加者保証金があります。これらの帳簿価額は公正価値と一致又は近似しております。

V. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	477円31銭
2. 基本的1株当たり当期利益	77円00銭

(注) 当社は2017年3月期より株式付与型ESOP信託を導入しております。2017年3月期の当該信託口が保有する当社株式は、自己株式として処理しており、期末自己株式数には586,800株を含め、加重平均株式数からは81,300株を控除しております。

計算書類

貸借対照表 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	78,162
現金及び預金	70,144
営業未収入金	7
前払費用	90
繰延税金資産	193
その他	7,725
固定資産	166,479
有形固定資産	22
建物	0
車両運搬具	15
工具、器具及び備品	5
無形固定資産	170
商標権	19
ソフトウェア	149
その他	1
投資その他の資産	166,286
投資有価証券	34,254
関係会社株式	118,413
関係会社出資金	3,000
従業員長期貸付金	0
長期前払費用	1
前払年金費用	13
違約損失積立金特定資産	10,580
その他	23
資産合計	244,641

科目	金額
負債の部	
流動負債	98,754
営業未払金	116
短期借入金	12,500
関係会社短期借入金	75,200
1年内返済予定の長期借入金	10,000
未払金	21
未払費用	176
預り金	15
前受収益	68
賞与引当金	453
役員賞与引当金	135
その他	67
固定負債	34,825
長期借入金	10,000
社債	20,000
退職給付引当金	8
繰延税金負債	4,702
その他	114
負債合計	133,580
純資産の部	
株主資本	100,409
資本金	11,500
資本剰余金	23,903
資本準備金	3,000
その他資本剰余金	20,903
利益剰余金	78,512
その他利益剰余金	78,512
別途積立金	5,302
繰越利益剰余金	73,210
自己株式	△13,506
評価・換算差額等	10,652
その他有価証券評価差額金	10,652
純資産合計	111,061
負債純資産合計	244,641

損益計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		47,887
経営管理料	6,882	
関係会社受取配当金	40,939	
その他	65	
営業費用		5,463
営業利益		42,424
営業外収益		1,344
受取利息	12	
受取配当金	1,294	
その他	37	
営業外費用		85
支払利息	15	
社債発行費	63	
その他	6	
経常利益		43,682
税引前当期純利益		43,682
法人税、住民税及び事業税	888	
法人税等調整額	19	
当期純利益		42,774

株主資本等変動計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 本 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	11,500	3,000	20,903	23,903	5,302	57,850	63,152	△9	98,546
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△27,414	△27,414	-	△27,414
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	-	△13,497	△13,497
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	42,774	42,774	-	42,774
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	15,359	15,359	△13,497	1,862
当 期 末 残 高	11,500	3,000	20,903	23,903	5,302	73,210	78,512	△13,506	100,409

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	11,561	11,561	110,107
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	-	-	△27,414
自 己 株 式 の 取 得	-	-	△13,497
当 期 純 利 益	-	-	42,774
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△908	△908	△908
当 期 変 動 額 合 計	△908	△908	953
当 期 末 残 高	10,652	10,652	111,061

計算書類の注記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- ①満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
- ②子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法
- ③その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

取締役及び執行役に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、その他有価証券は決算期末日前1ヶ月の平均為替相場により円換算しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 追加情報

株式付与型ESOP信託

(1) 取引の概要

当社は2017年1月30日開催の取締役会において、従業員を対象としたインセンティブ・プラン（以下、「本制度」という。）の導入を決議いたしました。

本制度は、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、株式付与型ESOP信託が取得した当社株式を、経営財務指標や生産性に係る目標の達成状況に応じて退職時に従業員に交付するものです。

なお、株式付与型ESOP信託が取得する当社株式の取得金額は全額当社が拠出します。

(2) 信託口が所有する当社株式

〔従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い〕（実務対応報告第30号平成27年3月26日）を適用し、株式付与型ESOP信託口が所有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として計上しております。

当事業年度末の当該自己株式の株式数及び帳簿価額は586,800株、954百万円であります。

なお、当該信託口が所有する当社株式は、1株当たり情報の算出において、控除する自己株式に含めております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	35百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	9百万円
短期金銭債務	83百万円
3. 損失補償等	

当社は、清算業務に関して(株)日本証券クリアリング機構が被った損失を補填するための積立金として、違約損失積立金特定資産を資産勘定に計上しております。

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	47,821百万円
営業費用	2,825百万円
営業取引以外の取引による取引高	129百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	8,636,052株
------	------------

(注) 株式付与型ESOP信託口が所有する当社株式は、自己株式として処理しており、期末自己株式数に586,800株含めております。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等であります。

VI. 関連当事者との取引に関する注記
子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
	(株)東京証券取引所	(所有) 直接 100.0%	社員の出向 資金の借入 役員の兼任	出向負担金の支払 (注1)	2,124	未払費用	86
				資金の借入 (注2)	56,000	関係会社 短期借入金	56,000
	子会社	(株)大阪取引所	(所有) 直接 100.0%	社員の出向 資金の借入 役員の兼任	出向負担金の支払 (注1)	595	未払費用
				資金の借入 (注2)	13,000	関係会社 短期借入金	13,000
	日本取引所自主規 制法人	(所有) 直接 100.0%	資金の借入	資金の借入 (注2)	6,200	関係会社 短期借入金	6,200

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向負担金の支払額については、当社への出向者の人件費を勘案して決定しております。

(注2) 資金の借入利率については、市場金利等を勘案して決定しております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

205円50銭

2. 1株当たり当期純利益

78円19銭

(注) 2017年3月期の株式付与型ESOP信託口が保有する当社株式は、自己株式として処理しており、期末自己株式数には586,800株を含め、加重平均株式数からは81,300株を控除しております。

■ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 日本取引所グループ
取締役会御中

2017年5月10日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮坂 泰行 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤本 貴子 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川 航史 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本取引所グループの2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社日本取引所グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

■ 計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 日本取引所グループ
取締役会御中

2017年5月10日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮坂 泰行 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤本 貴子 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川 航史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本取引所グループの2016年4月1日から2017年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

■ 監査委員会の監査報告

監査報告書

当監査委員会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第16期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について監視及び検証するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 監査委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧するなど、監査委員会が定めた監査委員会監査規則に準拠して、業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書及び連結持分変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月12日

株式会社日本取引所グループ 監査委員会

監査委員 米田 壯 ㊟

監査委員 森 公高 ㊟

監査委員 クリスティーナ・
アメー ジャン ㊟

監査委員 幸田 真音 ㊟

監査委員(常勤) 広瀬 雅行 ㊟

(注) 監査委員米田壯、森公高、クリスティーナ・アメージャン及び幸田真音は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

IRウェブページ及びメール配信サービスのご案内

株主・投資家の皆様に、当社の決算やIRイベントの情報ははじめ、より詳細な当社の情報をご案内するため、当社ウェブサイト上に「株主・投資家情報 (IR) 」ページを開設しております。また、IRメール配信サービスにご登録いただきますと、IR関連の最新情報を電子メールでお届けいたします。

http://www.jpx.co.jp/

当社ホームページから ①「JPXについて」→ ②「株主・投資家情報 (IR)」の順にクリック

当社ホームページ



株主・投資家情報 (IR) ページ



IRメール配信サービスはこちらのアイコンからご登録ください。

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図

会 場
ロイヤルパークホテル3階 ロイヤルホール
東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
TEL (03) 3667-1111 (代表)

開催日時
2017年6月16日 (金曜日) 午前10時 (受付開始: 午前9時)

交通機関のご案内
東京メトロ 半蔵門線 「水天宮前」 駅下車 4番出口直結
東京メトロ 日比谷線 「人形町」 駅下車 A1出口より徒歩約7分
都営地下鉄 浅草線 「人形町」 駅下車 A3出口より徒歩約9分

最寄り駅から会場までのアクセス



お願い 駐車場はご利用いただけません。公共交通機関をご利用ください。

株式会社 日本取引所グループ

